

「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方等について（意見募集）」
（平成21年12月22日から平成22年1月17日まで実施）の結果

標記の意見募集（平成21年12月22日から平成22年1月17日まで実施）に対しては、458件の意見が寄せられた。

本資料は、寄せられた意見の中から、公訴時効の在り方に関する部分を引用し、主要な論点ごとに整理したものである。

なお、意見内容を引用するに当たっては、誤字と思われる字を修正した上、適宜要約するなどした。

また、①意見内容の整理に当たっては、一通の中に複数の意見が示されている場合には、それぞれの意見を論点ごとに別個に取り上げ、②共通する意見について独自の理由が示されている場合には、理由も併せて掲げている。

1 公訴時効見直しの必要性、妥当性

【必要がある、妥当であるとの意見】

- 近年、世田谷一家4人殺害事件など、殺人等の凶悪重大犯罪の未解決事件が多く、誠に憂慮に堪えない。これらについて逃げ得を許さず、社会正義を実現するためにも、現行の公訴時効制度は早急に見直すべきである。
- 凶悪事件の犯人が一日一日時効が成立するのを何食わぬ顔で待っているかと思うと被害者が気の毒すぎるといふ思いを強くする。時効などという制度で犯人を許してはいけないと思う。
- 今のままのルールでは、被害者及び遺族の感情が満たされる可能性は低いことから、重大な事件の公訴時効については、廃止又は延長もやむを得ないであろう。
- 目の前に真犯人がいるにもかかわらず、「正しい裁判が行われないおそれがある」という理由で処罰できないというのは、明らかに不合理である。不確実な証拠関係の下で「正しい裁判」が行われないおそれについては、裁判官の認定のレベルで処理すべき問題である。確かに被告人の防御に不利な場合もあるだろうが、それは捜査側にとっても有罪立証が困難になる点で同様である。
- 公訴時効の完成により、加害者に対して捜査も裁判も行われなくなり、逃げ得を許すことが、被害者や遺族にとって、どれほど悔しく耐え難いことか、被害者や遺族の心情を考慮していただきたい。
- 被害者の処罰感情の希薄化はないように思うし、社会の処罰感情の希

薄化を時効の存在理由とするのは不適切であるし、犯罪を隠して手に入れた社会的地位が犯罪の発覚により壊されるのはやむを得ないことであり、これも時効の存在理由としては不適切であり、時効制度を見直す必要は感じる。

- 被害後10年たった現在でも、処罰感情は全く薄れていない。
- 時効制度があるままでは、殺人の未解決事件では、本人も遺族もつらいだけである。
- 時効により加害者は生き延び、遺族やその関係者は、事件発生から心の痛みを抱えもん絶しながら暮らしている。被害者も、その遺族や関係者が、何十年後であっても救われるような法体制が必要である。
- 犯人が捕まったからといって、残された人の悲しみが減らされるということはないが、それでも、「憎い犯人がどこかで笑っているかもしれない。幸せに暮らしているかもしれない。」という不安や悔しさ、言葉にならないつらさやいらだちから解放してあげることができる。
- 家族や知人が被害にあったと仮定したら、犯人を絶対に許せない。時効で犯人が罪を免れることは許せない。
- 幼い子が殺されたり、凶悪事件が多すぎる現在、法律を変える必要がある。
- 前々からなぜ人を殺して時効がくれば無罪になるのか疑問であった。
- 平成16年改正でも生ぬるい。
- 現在の法制度は間違っているから。
- 国民感情にも合致する。
- 国民に代わって犯人を捕まえることは法治国家の義務であるが、時効を設けてその義務を放棄することは不当である。
- 公訴時効制度の存在は、警察や検察の士気の低下やずさんな捜査を招き、えん罪増産を奨励している。公益のための捜査が害されている。
- 悪いことをしたら罰を受けるのが当然。逃げ得はあってはならない。自分が被害者の立場だったらと思うと耐えられない。時効制度は「悪いことをしたら謝りなさい。」ではなく「悪いことをしたら逃げなさい。」と言っているようなものだ。
- 犯罪者が野放しにされることを快いと感じる国民はいない。
- 罪を犯して逃げるようなやからを野放しにするのはそもそも賛成できない。最初から刑に服すべきである。
- 死にたくても死ねないつらさ、苦しさを被害者が味わっているのに、事実状態が継続しているなどといって時効が成立するのがどれだけ残酷

で冷酷なことなのか理解すべきである。

- 被害者の家族はもちろんのこと、一般の人も、時効が完成して処罰ができなくなったという内容を聞けば、犯罪を犯しても逃げ道があるように感じてしまうが、そのような世の中にはなあってほしくない。
- 人の生命を奪うという犯罪を犯した者について、ある一定の期間逃げ通したら無罪放免とする我が国の現在の法律は、正義に反し、理不尽、矛盾、不公平、不公正、不誠実以外の何者でもないと考える。殺人者は、治安維持の観点から、法律、警察、世論と世の中の人びとから、一生涯追い詰められなければならない。
- 日本の時効制度は、「人を殺しても許される」ことになっている。犯人に対しては、「逃げればいい」とシグナルを送っている。これでは凶悪犯罪は減ることはない。犯人を自白・出頭から遠ざけている。強固な姿勢を示すべきだ。
- 50年たとうが100たとうが罪は必ず償うべきである。公訴時効制度が存在することイコール「幾ら悪い事をしてても時間がたてば白紙に戻せる」という意味になり、子供たちへの教育上も問題が生じる。
- 時効があると、犯人に「逃げきる気持ち」が生まれる。
- 最近凶悪又は知能的な犯罪が多すぎる。悪は悪であり、きちんと裁かれるべきである。
- かけがえのない「命」、取り返すことのできない「命」を奪った者に対して、時が来たら何の償いもせずに済むという法制度は、社会正義に反する。
- 悪いことをして逃げ得が許されるのはおかしく、社会正義にも反する。諸外国でやれることが日本でやれないはずはなく、古い法律のままの現状を是非見直してほしい。
- 「罪」が時間で区切ってここから先は罪でなくなるということは、国民感覚からはあり得ない。少なくとも将来的に証拠が挙がってきたときには、罪を罪として法に照らしてきちんと処罰することこそ、社会秩序の維持、国民生活の安寧に資する。
- 「この国では、悪い事をしてても逃げれば勝ちなのよ。」と子供たち、孫たちに教えていくのでは、社会の秩序は保てない。
- 犯罪者が償うべき罪をまっとうせずして時効となり、そのまままた平然と世に出てくるかと思うと、胸が苦しくなる。
- 時効の趣旨として指摘される3つの点は、現在の社会状況にかんがみると、妥当しなくなっていると思う。特に、事実状態の尊重というのは、

なぜ犯人を保護しなければならないかの理解できない。DNA鑑定の飛躍的進歩などの状況にかんがみ、公訴時効を見直すのは当然であると思う。平成16年に改正していても、社会状況に合わせて法律は改正すべきなので、再度改正しても時期尚早とはならないと思う。

- 現行時効制度が制定された当時とは社会事情が大きく変化しており、制度の趣旨はいずれも論拠が極めて希薄になっている。えん罪防止は時効とは別の手段で対策を講じるべきである。また、前回時効制度改定から間がない点については、「過ちを改めるにはばかりのことなかれ」の格言が引用される。
- 時の経過とともに処罰感情が薄れることはあり得ないし、逆に悲しみ苦しみは増加し、真実を知りたい思いも強くなる。また、犯罪の立証責任は国にあるのだから、検察・警察がしっかり証拠保全すれば証拠の散逸は問題ではない。長い期間築き上げた犯人の生活を壊さずに尊重するというのはまさしく被害者を侮辱するものであり、逃げ得を許そうという極めて人事の意見である。
- 公訴時効制度の趣旨は、いずれも根拠が薄れている。すなわち、科学技術の進歩により証拠の長期間の保存が可能であるし、インターネット等メディアの進歩によって誰でも過去の犯罪情報に触れる機会が増大しており、社会の処罰感情等も維持・増幅することに加え、加害者が被害者に対して賠償せず、自らの幸福を追求することがまかり通れば、社会の処罰感情に反する事態となるから、加害者の事実状態を尊重する必要はない。したがって、時効制度の存在意義を再考すべきである。
- 法学部生として公訴時効制度の趣旨を習った当時から、国民感覚で納得できるものではないと疑念を抱いたし、年月を経ても公訴時効制度の不条理さに対する思いは一層強くなるばかりである。重大犯罪については長期にわたって捜査し証拠発見に努めるのが国家の責務であり、DNA型鑑定等科学捜査の制度も格段に進歩しているため、証拠の散逸という概念は陳腐化している。犯罪被害者等は、時の経過によって処罰感情が希薄化するどころか無念さがむしろ増すばかりであり、同様に、凶悪犯罪者が野放しになっていけば恐怖が一般市民の心から離れることはなく、社会の処罰感情が希薄化する根拠もない上、逃げおおせた犯人が味をしめて再犯を犯さないという保証はなく、被害者の無念や一般社会の恐怖を犠牲にしてまで保護しなければならないほどの事実状態など想定できない。殺人罪などの凶悪犯罪をする者は、普通の間人ではなく、社会防衛的観点から、逃げ得は許さないというき然とした態度を示すこと

こそ社会の安心安全につながるものである。

- 時効の存在理由は、証拠が散逸するのは官憲の怠慢であり、処罰感情が希薄化するというのも官憲の勝手な御都合主義にすぎず、犯人が処罰されずその生活を尊重することなどは、被害者家族の悲しみ苦しみを考えない官憲の無知の証左であるなど、いずれも当時の官憲の思い上がりによるものであって、もはや妥当するものではない。
- 捜査の不手際で証拠がないことによって犯人を野放しにしている現行の時効制度は許し難く、DNA型鑑定等科学捜査の普及もあり、証拠の散逸はないので、時効は必要ない。
- 証拠の散逸については、「疑わしきは被告人の利益に」の原則により対応すれば足りることであり、公訴時効の見直しを否定する方向に働くものではないし、他方、長期間経過後であっても、なお合理的な疑いを差し挟む余地なく確実であるといえる証拠がある事案も存在する。
- （証拠の散逸の点については）時が経過していることを念頭に置いて裁判官、裁判員が裁判に臨むべきで、証拠がないならば疑わしきは罰せずを確実にすればよい話であり、時効見直しを不当とする理由にはならない。
- 被害者にとっても、長期間を経た後の裁判では「被害の立証、申し分」に困難が伴うのであり、「被告人は防御困難になるから公訴時効の廃止に反対」とは、被告人側に偏った意見である。また、「時の経過とともに、証拠が散逸してしまい、起訴して正しい裁判を行うことが困難」という時効制度の趣旨を認めることは、事務的な理由で裁判を受ける権利をなくする事であり、命の尊厳と人権を守り、社会秩序を守る熱意に乏しいものである。そもそも、公訴時効があること自体、憲法32条違反だと思う。
- 証拠の散逸という問題については、特別な組織を設け、その部署の者のみが証拠等を管理することにより解決が可能である。被告人及び弁護人の防御権の行使の問題については、証拠開示の拡充や公判前整理手続の充実により解決が可能である。公訴時効を見直す時期が時期尚早という点については、単に問題解決を先送りするための方便に過ぎず、公訴時効を見直すことに反対する具体的な理由には当たらない。
- 重大事件については、実際上年月が経過しても一般の処罰感情が薄れることはない。
- 時の経過とともに、処罰感情が希薄化するというが、希薄化するのはやじうま根性による関心だけであり、社会一般の処罰感情というなら、

社会一般に判断をゆだねる機会を作るべき。

- 被害者の処罰感情は、時が経過しても希薄化しない。また、社会一般についても、事件の記憶が薄れることと、処罰感情が希薄化するかどうかは別問題である。現在では、オウム事件が話題に上ることはほとんどないが、彼らを重く処罰しなくてもよいと誰が考えようか。
- 社会一般の処罰感情に関して、一定の犯罪では、記憶の中において当該犯罪の記憶が薄まってしまうことは否定できないが、凶悪・重大犯罪では当てはまらない。仮に社会一般の処罰感情の希薄化を認めたとしても、被害者の処罰感情が希薄化することはない。
- 事実状態の尊重が必要かどうかはケースバイケースで、あらかじめこのような事情で時効にするべきではないと思う。
- 事実状態の尊重というが、時効期間中逃げている人に謝罪の気持ちなどなく、そのような人の生活を尊重するのは間違っている。逃げ切ることによって罪が消えるというのは間違っている。
- 真犯人の長期間訴追されていないという事実状態を尊重すべき必要性は、かなり低いものであると言わざるを得ない。また、真犯人でない者が、捜査機関から一定の嫌疑をかけられていたのに、長期間経過した後突如訴追されるという事態は極めてまれであるから、そのような事態を想定して事実状態の尊重を議論するのは適当でない。
- 犯罪後、犯人が逮捕されずに平穏な暮らしを送っている状態など、尊重すべき理由はどこにもない。
- 犯人であることが明らかであれば、処罰されるべきことは当然である。処罰されないという事実状態を尊重する意味がどこにあるのか理解できない。
- 犯罪被害者の遺族は、時効によって2度殺されることになる。自分の家族や大切な人が殺されたら時効によってあきらめられるはずがない。
- 八王子スーパー強盗殺人事件の被害者の知人であるが、被害者の時間を奪った犯人が自由になるときが来るまであと7か月かと思うと悲しみが募る。犯人は人生すべてを使って被害者の無念の思いを考える義務があり、この時代だからこそ、時効について見直す必要があると思う。
- 少年犯罪に遭い、一人息子を殺害された身としては、加害者がのうのうと社会に出てきて暮らし、息子が骨になり墓の中にいることは受け入れ難く、まして犯人が分からず一定期間逃げ延びると罪が消え、加害者の逃げ得を許す公訴時効は、絶対に許すことができない。
- ある日突然遺族になった者としては、愛する者の死によって生きる喜

びも希望も人生のすべてを一瞬で失うのであり、その原因となった者が一定の時間逃げおおせれば罪を償うことがなくなるというのでは、そのことによって更に多くの人を命を奪ったことになりかねない。命を奪った者と奪われた者を平等に扱うべきであり、失われた命が戻らず、遺族が苦しみ悲しみを背負って生きているのに、犯人は償うことも悔いることもなくのうのうと生き続けることを認めることはできず、償いをさせるべきであり、公訴時効見直しを求める。

- 犯罪被害者等の支援という形でボランティアをし、被害者の人たちの声を聴くことで初めて、被害者の立場に追いやられた場合の環境の厳しさを知ったため、公訴時効についても考えさせられるようになったが、時効になると捜査をしてもらえなくなり裁判すら受けなくなるというのは被害者の立場からして不安であり、改めるべきである。
- 時効を撤廃することは犯罪抑止力になる。卑きょうで卑劣な犯罪者は、罪を償うまで法律によって追われ続けるようにすることが、社会を平和で安定したものとする。
- 時効がなくなれば、犯罪の抑止につながり、逃亡中の犯人が自首する可能性も高くなると思う。結果として犯罪が減少すれば、警察の仕事も減るし、税金をもっと他のプラスの方向に使えるようになる。
- 凶悪・重大犯罪防止の観点からは、死刑よりむしろ時効廃止の方が有効ではないかと思う。
- 公訴時効間際に逮捕された著名な事件がワイドショーばかりでなく、ドラマ、小説、映画の題材となったことによって、「あと○日捕まらなければ逃げ通せた」というイメージが広く印象付けられた。そのため、公訴時効制度そのものが「逃げきりたい」という感情を犯人に動機づける契機となっている。
- 時を経ても適切な処罰を行うことは、被害者感情のためならず、加害者の更生にも役立ち、長期的な視点で見れば安心して暮らせる国を作る基盤になる。
- そもそも、DNA型鑑定には時間がかかるし、特に外国人が絡んだ事件は捜査に時間が欲しい。
- 時効制度は、今となっては犯人の利益の擁護にしか使われておらず、被害者の感情を無視した官僚的「捜査打切り」の意味しか持っていないと思われるので、時効制度を擁護する理由は何もないと思う。自分も十数年前に車庫に放火されて危うく本宅まで火が回るところだったが、その犯人が時効後に出てきて、「あれは自分がやった」と打ち明けられて

も、許せるたぐいのものではない。まして、死刑や無期懲役に当たる罪についてはなおさらであろう。制度に問題があれば改正するというのは当然であり、前回の改正から5年しか経過していないというのは、無策のための理屈でしかないと思う。

- 日本の法律は加害者に穏便で被害者に泣き寝入りしろとする傾向が強く、人権等でマスコミの介入も度が過ぎているきらいがある。
- 今の日本の司法は、人権や個人情報を過剰に保護しすぎであり、切り捨てるべき者を切り捨てるという姿勢をとっていないが、被害者が置き去りにされ、悪党を利するだけである。
- 一般の国民感覚からすれば、人の命をあやめたり、人の一生を台無しにするような凶悪犯の人権が、被害者の人権と同等に論じられるのがおかしい。えん罪に泣く人の保護も大事だが、その何千倍もの被疑者やその家族の人生が台無しにされているかを考えるべきである。
- 「死んでしまったら人権はない」と言われる。一生懸命に生きていた人の命を無理やり奪った人の人権ばかりを守るのはおかしい。本当は被害者、その家族が保護されなければいけないのに、いつも被害者はほったらかしで、加害者ばかりが保護されている。
- 科学の発展により、証拠等に及ぼす時間の経過の影響は小さくなっている。
- 凶悪・重大犯罪については、時の経過による刑罰の必要性・有用性の減弱は認められないから、公訴時効の趣旨に関する実体法説は、これらの犯罪に関する限り、公訴時効制度の趣旨として正当ではない。
- 時効制度は、被害者の人権を全く無視したものであり、全く必要ない。
- 証人の記憶等が時間の経過により信用性が薄れるのは分かるが、科学的な鑑定技術が進歩・定着しつつあるので、必ずしも年月が経過しても裁判が不可能とはいえない。
- 科学捜査の技術も日々発達している。
- 最近ではDNA型鑑定等えん罪が多かった当時とは比較にならないほど科学技術が発展しており、一概に証拠の散逸により正しい裁判ができなくなるとはいえない。
- 現在、DNA鑑定の技術が飛躍的に進歩し、何十年も前の結果が覆されたこともある。将来、今以上に科学が発達し、微量物から犯人が特定される可能性もあると思う。
- 私はいわゆる犯罪被害者等であるが、かわいい孫娘を殺されて、加害者に対する処罰感情は、同じような年ごろの女の子を見るたびに、「生

きていれば、このように成長し、私たちにも楽しみを与えてくれたのに。」と憎しみが増すことはあっても、薄れることはない。恐らく、私は、生きている限り、このような感情を持ち続けるであろう。まして、加害者を許してやろうなんて思わない。時とともに処罰感情が薄れるなんて余計なお世話だと言いたい。

- 時効を廃止するようにと懸命に運動している遺族、その思いは同じだけれど、その力さえ出せない遺族が、悲しい事件の後ろには必ずいるんだということを認識してほしい。
- 時間が経過するほど、事件が被害者に深く刻まれ、公訴時効という制度が被害者にさらなる精神的不安を与えている。
- 未解決事件の多さと社会情勢の変化に伴う捜査の困難性の増加を考えれば、時効という制度自体について根本的な見直しが必要になっていると思う。
- 犯罪の嫌疑があれば、裁判をして白・黒をつけるべきだ。
- ある事件の犯人として逮捕され長期間刑務所に入れられた。潔白が証明されて釈放されたが事件は既に時効になっていた。無実の者が苦しんでいるのに真犯人は何くわぬ顔をしている。今後犯人が分かっても時効があり、逮捕されないのは絶対に許されない。時効をなくしてほしい。真犯人が逮捕されない限りたとえ無罪になっても真っ白な気持ちにならない。
- 時効見直しについては身近な事と感じていなかったが、近々時効を迎えるある事件の被害者の御家族の方と知り合い、何年たっても、悲しみ、憤り、悔しさ、苦しみが薄れる事は決してないという現実を目の当たりにし、時効というものの無情をしみじみと感じている。
- 一方の事件は時効でも他方の事件は時効でないという現状には疑問を感じる。
- 公訴時効制度の趣旨の根拠が薄れていることに加え、時効が完成した後には犯人が明らかになった場合に捜査機関が逮捕できないことは国民一般の感情に反することから、公訴時効制度を見直す妥当性はあると考える。
- 現行刑法では、刑事責任年齢は14歳以上とされているところ、14歳のとき殺人罪等の凶悪犯罪を犯し、25年間検挙されずに経過しても、犯人はいまだ39歳である。また、20歳のときに前記犯罪を犯したとして、時効期間が経過しても45歳である。いずれも平均寿命から言って十分生きており、時効期間はいまだ短い。

- 近年、罪を犯す人が、低年齢、一般化し、手口は大胆凶悪で、行動は沈着、冷静、巧妙化し、検挙率も低下している。頭脳的な犯罪が増え、犯罪人はゲームをするかのように公訴時効をねらっている。仮に、20歳で罪を犯し逃げおおせれば45歳以前に時効を迎えることができ、被害者の関係者は、心が晴れないまま、犯罪者は更生の有無にかかわらず、時効により許され、ゲームに勝ったと言わせてはならない。
- 刑罰が犯罪発生を抑止する効果、凶悪・重大犯罪について、現状よりも厳罰化を望む国民の意見、裁判員裁判制度の実施など、裁判員を初めとする刑事裁判にかかわる者に対して、より分かりやすい基準を公訴時効制度についても明確にする必要性があるため。
- 自分の犯した罪と向き合っこそ、更生の道も開ける。
- 時効制度の対象は軽い犯罪のみにした方がよいから。
- 事件が起きてから何十年経って、事件が起きた当時と同じ位力を入れて捜査するというのは無理かもしれないが、それでも、犯人を見つけることができるかもしれない。
- 凶悪・重大犯罪に限って公訴時効を見直すのであれば、捜査機関や裁判所の負担も妥当性を欠くほどには重くならないと思われる。
- 警察は捜査を続けたいといけないうことはなく、単に犯人がいつまでも追われているということ認識させるだけでも構わない。もちろん、捜査を続けられるのならそれにこしたことはない。
- 公訴時効制度の趣旨として、処罰感情の希薄化が挙げられているが、凶悪・重大犯罪を犯した犯人に対する被害者や社会一般の処罰感情は希薄化するとはいえない。かえって、犯罪者が一定期間逃げ切れれば処罰されずに済むという現状に不満を抱いている。
- 公訴時効制度の趣旨として、証拠の散逸が挙げられているが、DNA鑑定等の捜査技術の進歩により、犯罪から相当期間経過しても有力な証拠が得られるようになっており、また、事件から相当期間経過して事件当時と状況が変わったことにより、新たな証言、証拠が出てくることも考えられる。
- 公訴時効制度の趣旨として、事実状態の尊重が挙げられているが、凶悪・重大犯罪の犯人のような者についてまで、逮捕・起訴されていないという事実状態を尊重する必要はない。
- 長期間が経過すると防御が困難になるという面があるのは事実だが、現在でも起訴が認められる25年目の裁判における被告人の防御方法と25年が経過した後の裁判におけるそれとで大きく異なるところはない

と考えられるから、被告人の防御に対する一定程度の配慮がなされれば、この点からの反論は当たらない。

- 平成16年改正によって公訴時効が延長されたことと、今公訴時効の見直しを行う必要がないということとの間には、何ら論理的な関係はないと考える。
- 確かに、時間が経過すれば、その事件に関する社会一般の認識や記憶は希薄化するであろうが、それは、処罰感情が希薄化したということではないと思う。10年以上前の事件であっても、公訴時効を迎える直前になって、その事件のことが取り上げられれば、犯人は逮捕されなければならないという思いを強くする人は多いのではないだろうか。それゆえに、テレビでも、時効直前に「犯人を追え」というような特別番組が放送されたりしているのだと思う。
- 公訴時効を廃止・延長した場合にどのような社会的不利益があるのかよく分からない。その点がきちんと示されなければ、国民は納得できないと思う。
- もし実際の事件において証拠が散逸しているのであれば、検察は犯罪を立証できず、裁判において無罪となるだけであり、「時の経過による証拠の散逸」は、個別事件の起訴を断念する根拠にはなり得るが、公訴時効を制度として存置させる根拠とはなり得ない。
- 処罰感情が和らがないのは被害者遺族のみであり、社会一般の処罰感情は時間とともに和らいでいくという意見もあるが、それは、一般の人々が事件の当事者ではないために、次々に起こる凶悪犯罪の報道の中で、その事件に対する記憶が薄らいでいくということであり、決して犯人に対する処罰感情が減退したということではない。記憶の風化を処罰感情の希薄化と読みかえるのは、論点のすり替えであると思う。
- そもそも時効とは、犯罪追及に当たる国の負担を減らすという考えから政策的に定められたものである。恩赦や減刑とは異なり、犯人に与えられている権利などではなく、不当な「恩恵」にすぎない。
- 被害者や遺族が真相を知り、加害者を厳正に裁いてもらいたいという痛切な思いは、年月によってより深く刻まれることはあっても、薄れるものではない。
- 最も基本的な生きる権利そのものを他者によって一方的に奪われた被害者・遺族は、どうして被害に遭わなくてはならなかったのか、誰によってどのようにして、という事件の真相を知ること、そして加害者への公正な処罰をまず求める。そのことなしには、理不尽にかけがえのない

肉親を又は健康を奪われた被害の現実に向き合い、回復への道を歩むことは不可能である。公訴時効という制度は、被害者・遺族の「尊厳」にとって欠くことのできない必要条件を制度としてつぶしてしまうことにはかならない。

- そもそも、処罰感情の希薄化を公訴時効制度の趣旨とすることが間違っているのではないか。
- 公訴時効の完成により裁かれることがなくなると、犯人についても、事実上の状態は維持されるかもしれないが、自らが犯した罪を見つめ直す機会を逸してしまうことになる。ただ単に継続している社会状態を維持するためだけに、罪を見つめ直し、自らが犯した犯罪によって被害者や遺族、社会がどのようなダメージを受けたかについて知ることがないというのは、犯人の更生のチャンスを奪うだけでなく、社会の不安を放置することになると思う。
- 凶悪・重大犯罪においては、その侵害した法益の重大さにかんがみ、逃げ得を許すべきではない。
- 人を殺しておいて一定期間逃げ通したら無罪放免になるのはおかしいことである。
- 被害者は一生事件を忘れられず苦しむので、犯人の逃げ得なんか絶対にあってはならないと思う。
- 逃げおおせた犯人はヤレヤレとばかりその後の人生を好きなように生きることができるのに対して、被害者の方は一生涯心の傷や体の傷を負いながら人生を生き続けるのは理不尽である。
- 犯人が、犯罪を犯したのに公訴時効が満了していたために処罰を受けず、公訴時効期間中に働いて得たお金でのおのうと暮らすことは、その事件の遺族でなくとも許せないと感じる。
- 昔にあった「敵討ち」の習慣には時効はないのと同様、犯人が生きている限り、法によって犯人は償うべきである。
- 平成16年度に公訴時効制度が改正されたばかりにせよ、正当な理由があれば、直ちにこれを改めるべきである。
- 人の命を奪った人は自らの命をもって償うべきであり、時効制度などもってのほかである。
- 日本の時効制度はまるで犯罪者の協力者に思えてならない。時効は犯罪者のための制度にしか思えない。
- 平成16年改正は、刑法の改正に伴い附属的に行われたものであり、被害者や国民の意思を十分に聞いてなされたものではない。昨今、凶悪

重大犯罪の被害者が声をあげ、また、国民世論も時効廃止に向けて大きく動いている中で、平成16年に改正されたことは何ら障害となるものではない。

- （社会一般の処罰感情が希薄化するという意見に対して）社会一般の人にとっても、処罰感情が薄れるというよりは、時の経過とともに事件以外のことを考えるだけであって、決して犯人に対する処罰感情が薄れるということではない。
- 殺人等の凶悪犯罪の場合に、時の経過とともに被害者の家族の処罰感情が希薄化するとは考えられないし、社会一般の処罰感情の希薄化という議論は、もともとやじうま的な無責任な人間の感情の問題を言っているものであり、それにより公訴時効の問題が論じられることはあってはならない。
- 事件解決、犯人逮捕は飽くまで手段であって、その先の保障や、犯人の更生こそ被害者が重視する点なのではないか。また、そのように考えると、その前提となる犯罪捜査をする機会が時効によって奪われることは不相当である。
- 殺人などの公共の安全と秩序を乱す重大犯罪については、時間経過という要素によって、重大犯罪者が「免罪」されれば、刑法が持つ社会秩序維持機能を害するものである。
- 捜査の難航、有罪認定の難しさ等の理由で犯人が法廷へ引き出されないのはまだしも、それらが無いにも拘わらず、単に時間の経過のみで犯人を許すことになれば、それは司法への不信を生む。
- 被害者が長期間苦しみ続けているという事実状態も保護されるべきところ、その保護とは、適切なサポートは当然のこととして、加害者の逮捕・起訴をも含むものである。
- 現在の科学捜査技術をはるかに上回る捜査手法が将来発見される可能性があり、その手法により過去の事件の新証拠を発見しうる可能性がある。
- 近年、証拠はデジタル化されることで半永久的に保存が可能になっており、時が経過しても証拠は散逸しない。
- 時間の経過とともに被害者や遺族、社会の処罰感情が希薄化することを認めることは、国が事件の風化を容認するようなものである。
- 事件の風化は社会一般の処罰感情の希薄化を意味するものではない。そもそも、社会一般の処罰感情の希薄化などといった不確定であいまいな要素を、一律の公訴時効に反映することは不可能であるし、そういっ

た要素は、刑事司法の場において量刑などの形で個別に考慮されるべきである。

- ある特定の凶悪・重大事件に対する社会的な関心は、確かに時間経過で薄れるものであるが、それは、凶悪・重大事件そのものへの関心の絶対的な薄れを意味しない。単に、次から次へと凶悪・重大事件がマスコミ報道で流されるため、最新のものへと関心の対象が移行しているのみである。仮に30年前の凶悪事件の犯人が今逮捕・起訴されたとすれば、事件当時における社会的批判以上のそれが、犯人にそそがれる可能性すらある。
- 時の経過とともに証拠が散逸するという点については、一般的に言えば、検察官が立証責任を負担している以上、不利になるのはむしろ検察官であり、被告人にとって殊更に不利になるわけではない。アリバイ立証ができなくなるなど被告人の防御の利益を害するという点については、どのようなケースが想定されるのかを考える必要がある。想定されるケースとしては、被告人が真犯人であり逃げ回っている場合と、真犯人ではなく青天のへきれきの起訴であった場合である。前者の場合はそもそもアリバイ立証ができるはずがないので考慮する必要はない。後者の場合、そもそも起訴自体が極めて困難であり、起訴されたとしても、アリバイ等について被告人が一応の合理性をもった主張をすれば、時間の経過による立証の困難性の点も含めて裁判所が自由心証によって判断すればよいことであり、結局、被告人の不利益にはならないと考える。
- 初動捜査のミスや遅れがあった場合（当初は事故死と断定されたものが、その後、何かのきっかけで殺人事件であると判明したような場合等）には、時間のロスが致命的になりかねない。
- 世田谷一家殺害事件のように、凶悪犯罪において、遺留品は数々見付かるものの、犯人の特定につながらない事件が増加してきており、また、犯罪者側の計画性や犯人を特定できる証拠を残さないための知恵も向上してきており、捜査は長期戦となってきた。
- 公訴時効が25年に延長にはなっているものの、凶悪事件の捜査は、時間が経過すればするほど、新しい証拠の収集や犯人の特定が困難になっていくものであり、たった10年の公訴時効の延長が果たして妥当であったかどうか疑わしい。
- 時の経過によって証拠が散逸するなどというのは、初期の捜査において見落とし等があったために収集されるべき証拠が収集されなかったからこそであると考えられ、そのような場合に、時効によって証拠が散逸

したからなどという理由で捜査を終了させることがあってはならないというべきである。

【必要がない、妥当でないとの意見】

- 現行のままでよい。
- 犯罪者であっても、長期間にわたって安定した社会生活を送っている者を探し出して処罰することはかえって社会の安定を害するし、そのような者は、既に十分更生し、同様の罪を犯す危険性が低下しており、社会の安全のために刑を科す必要に乏しい。
- 死刑に当たる罪を犯した被疑者であっても、25年を経過すると、事実上の社会関係が様々に成立している可能性が大きくなり、その社会関係を壊してまであえて訴追するのは相当でないし、民事の除斥期間20年を超えてまで、国家が公訴権を維持する必要もない。
- 公訴時効を廃止・延長した場合、時の経過とともに、証拠が散逸してしまい、正しい裁判を行うことが困難になり、とりわけ被告人の防御が困難になることが深刻な問題になると考える。
- 時効を廃止すると、被疑者・被告人とされ得る者の防御権に対する侵害が極めて大きい。えん罪である者の多くは、自らに嫌疑があるとは考えていないから、自らが無実であること、アリバイがあること等の資料収集は行っていない。それにもかかわらず、事件発生から相当期間が経過し、逮捕され又は公訴提起された場合に防御を強いられることは極めて不当である。「疑わしきは被告人の利益に」の原則が極めて不当にしか運用されていない現状においては、時効期間の延長は新たなえん罪者を生み出す危険性を有する。
- 証拠の散逸による立証困難、防御困難という公訴時効制度の趣旨は、適正手続の保障、公正な裁判を受ける権利の保障、被告人による証人尋問権の保障といった憲法の理念に最も適合的であり、見直す必要はない。
- 凶悪・重大犯罪こそ、被告人の十分な防御権の行使が可能でなければならず、訴訟法説の唱える公訴時効制度の趣旨が凶悪・重大犯罪であればあるほど当てはまる。
- 被害者保護・支援体制の充実を図り、その結果、被害者遺族の処罰感情及び人々の意識がどのように変化していくかを見定めてから、法改正の必要性の有無を検討すべきであり、今、直ちに公訴時効制度を見直すのは拙速である。
- 事件発生から長い期間が経過してからの起訴は、無実の被告人にとっ

て無罪の証拠の散逸のため不合理なえん罪の危険の増大を意味することから妥当でない。すなわち、時間が経過すればアリバイを示す証拠が廃棄され、身に覚えのない容疑をかけられれば防御しようがないし、DNA型鑑定は、出現率を掛け合わせて確率を求めているにすぎず、実測で求めたものではなく、「統計的独立性」の検証も行われていないため、そもそも個人を特定できないと考えられる上、被害者の同意や被疑者の故意・過失などの主観的要素などについて、DNA型情報だけで犯行が証明できるわけではない。加えて、検察官の立証責任はえん罪防止の万能薬ではなく、身に覚えがない無実の被告人の証拠は、身に覚えがない以上時間の経過とともに散逸する。全体としての有利不利はないという趣旨だとしても、個別の事案で無罪の証拠が失われえん罪の危険があるということが問題である。えん罪防止の観点から、検察官に立証責任があると言うだけでは公訴時効の廃止・延長が妥当であることの理由とはならない。さらに、偽証によるえん罪の危険も増大する。第三者の証言は容易に信用されるが、時間が経過すると無実の被告人が偽証に反論することは困難である。

- 被告人・弁護人の防御権に多大な困難をもたらすおそれがある。
- 被告人にとって有利な証拠のみが紛失してしまうということは十分考えられる事態であり、現状のまま公訴時効の延長・廃止を行ってしまうと、犯罪の検挙率の数字が向上しても実際にはえん罪が増加することが予想されるので、時効見直しは時期尚早だと思う。
- 平成16年刑事訴訟法改正により、法定刑に死刑を含む罪についての時効期間は15年から25年に延長されているが、かかる25年の経過により時効が完成した事件は、いまだ存在しておらず、25年が短すぎて不当であるとの評価をするには早計であると言わざるを得ない。
- 平成16年の改正法施行後5年余で公訴時効の在り方に手を加えることになれば、同改正法を一度も適用しないまま、人を死亡させた罪について、公訴時効を廃止したり、新たな公訴時効期間を定めることになるが、それは立法論として極めて問題である。
- 犯人の寿命も延びてきたこと、被害者の処罰感情も長期化してきたことを理由とする時効期間の延長は平成16年改正時に既に十分達成されており、現在の段階で更に時効期間を再延長する必要はない。
- 殺人認知件数や全刑法犯件数は、統計によれば、減少傾向にある上、平成16年改正により延長された公訴時効期間すら満了していない現時点では、時効見直しを基礎付ける立法事実はない。

- 日本における殺人事件の認知件数の動向，検挙率の動向，他の先進国との殺人事件の発生率の比較，検挙率の比較から言っても，公訴時効を見直す必要性はない。
- DNA鑑定など進歩する捜査技術を根拠に時効見直しを妥当とする意見があるが，進歩する捜査技術には，その進歩性ゆえ，当該捜査技術に基づく結論の正確性，無びゅう性の検証が困難になっている。
- 科学的証拠方法の発達によって時効を長くすべきというのは，捜査側の証拠しか見ていない議論である。長期間保存のきく証拠を持っているのは捜査側だけで，アリバイ証人等弁護側の証拠は時間の経過とともに失われていく。弁護側は事件発生から何十年もたってから突然新たに証拠を探さなければいけないという著しい困難にさらされるのであり，積極的な防御などできようはずもなく，誤判の恐れが生じやすくなる。現行法の当事者主義的訴訟構造からすれば，一方の証拠だけが残るような時効の廃止・延長は，当事者の公平を害するもので許されない。
- DNA型鑑定の精度が高まったとしても，例えば，通りかかった人の血たんであったり，転んですりむいた際の血こんや皮膚や頭髪であることもあるであろう。このような，加害者のものと断定すること自体にも難しさがあるであろう一つの材料だけで公訴時効の廃止や延長などをすると，長期間が経過した後には容疑者とされた人にとっては防御が極めて困難になることは明らかで，科学主義を標ぼうした欺まんであると考えられる。
- 重大犯罪について公訴時効を廃止している外国があるとしても，わが国における犯罪構成要件と外国法制のそれとの相違をわきまえていない暴論である。外国法制では，殺人についても，構成要件が犯情に応じて細かく分類されている上，第1級殺人，謀殺などといった悪質な犯罪類型の公訴時効を廃止しているにすぎない。我が国のように場合によっては執行猶予が付される殺人についても公訴時効が廃止されるのとは異なる。
- 犯人であると誤認されて服役している者がいるときに，時効により真犯人が名乗り出てくることがあるが，時効を廃止したり長期間にすると，このように名乗り出ることが困難になる。
- 古い恨み言を水に流すのは日本のよき風習であり，日本社会の寛容性を示すものである。一つでも不寛容を広げれば，その雰囲気広がって社会の特性が変質していくものであり，日本を不寛容な社会にすべきでない。過去のしがらみに適当なところで見切りをつけ，未来を見つめる

ことが建設的である。

- 日本人は、恨みや憎しみなどをいつまでも永ごうに残すそういうものではない。いつまでも長く憎しみをかき立てるのは日本では少数であり、時効は現状で十分である。
- 時効がないといつ訴追されるか分からず怖いと思う。コストも増大する。
- 被害者感情を考慮すれば理解し得る部分もあるが、時効の廃止や延長によっていつまでも捜査を継続しなければならないとしたら、かえって現在の事件に使えるエネルギーが削られ、解決が極めて難しい事案にエネルギーを割き続けることになる。また、証拠の散逸、証人の記憶の消失等により、公正な裁判を行うことが難しくなるし、重大事件であればなおさらしっかりした証拠関係が要求されるどころ、その重大事件について時効を延長するというのは危険が大きい。
- 25年捜査して見つからなかった犯人が、更に捜査して見つかる可能性は高くない。費用対効果を考えるなら、古い事件の捜査は適当なところで打ち切って、新しい事件の捜査に精力を振り向けるべき。
- 捜査資源は有限であり、時効制度が存在しなければ、永久に捜査態勢を維持しなければならないことになる。その結果、新たに発生した重大事件について、捜査資源を注力できない事態も生じかねず、事件の早期解決を阻害することにもなりかねないのであり、むしろ、被害者等の希望にそわない事態も生じかねない。
- 警察等の捜査資源や捜査予算は有限であり、限られた捜査資源や捜査予算を有効に用いるためには、検挙可能性がある事件に捜査資源等を配分し、集中することが必要である。
- 死や別離の苦しきは、人間にとって決して避けることはできない根源的な苦痛であり、その原因は、人間の生への執着や他者への執着にあり、こうした執着から離れて苦を克服することが仏の教えである。

殺人事件について公訴時効を廃止・延長することで被害者遺族の応報感情を満足させるという試みは、被害者遺族の執着をより持続的かつ強度のものにすることにほかならず、遺族の精神的苦痛を更に甚大にする点で、犯罪被害者等への配慮に基づく公訴時効の見直しはむしろ逆効果である。公訴時効の規定は、時間の経過による犯罪処罰の必要性や、証拠の散逸による公正な裁判の困難化などのほか、応報感情の充足と執着からの解放という観点で、被害者等の精神的苦痛の回復をも考慮して定められるべきであるが、現行法の公訴時効期間は辛うじて許容できる長

さであり、これ以上長くすることは、被害者等の執着を強め、結果としてより精神的苦痛を大きなものとするので反対である。

- 被害者の利益は、公訴時効の法改正以外の方法で図っていくべきである。被害者の保証金制度を拡充することが、犯罪者から十分な補償を受けられない被害者にとっては重要であり、公訴時効の見直しは、科学技術が発展した現代において非常に意義があることではあるが、被害者が不満を感じている以上、今回一部の犯罪について公訴時効が廃止されても、別の犯罪の公訴時効の廃止に関する議論が何度も持ち出されることになるから、被害者の不満を減少させるような制度、すなわち被害者補償制度を設けて、刑事訴訟ばかりでなく、裁判や国に対する国民の信頼を確保していくべきである。
- 被害者等は一生も二生も苦しみ続けておられるし、犯罪者には命が消えるまで犯した罪の重さを背負ってもらいたいが、公訴時効は社会に対する戒めであり、廃止すべきではない。
- 「被疑者の検挙までは望んでいないが、公訴時効制度によって犯人がのうのうと生き延びることを許すことが遺族として許せない」という被害者遺族の考えは理解できない訳ではないが、歴史的に成立しこれまで運用されてきた法制度を見直す根拠とするには相当ではない。
- 長期捜査の結果被害者が置かれている苦境の経過をそのまま延長するような公訴時効の廃止や見直しを内容とする法改正が行われると、被害者等は、感情的な主張をずっとし続けなければならないという非常に強い緊張感を持ち被害回復が全く進まない状況のまま残る人生を生きることになり、更に回復困難な状況に追い込まれる。今回、実際に被害を受けて公訴時効について関係のある被害者遺族等から意見を聞いたところによると、事件のことを早く忘れたいとまでは言わなくても触れられたくないと思っている人や、時間の経過とともに被害から回復に向けて再出発していくが、決して事件の記憶が消えない人、なかなかつらい記憶が消滅せず、事件直後から感情が理性を上回り、思考が立ち止まってしまふ人があるということが分かった。被害者の処罰感情は一様ではなく、社会全体に向けて強い処罰意識だけをずっと記憶に留（とど）めてほしいという一点のみに集約する時効廃止や延長はすべての被害者の求めではない。犯罪被害者等基本法では、「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」と規定しているが、ごく一部の犯罪被害者の要望を満たすために大幅な法改正をしてはならない。

- 時効は赦免や忘却を意味するものではない。それは、被告人、検察官、裁判官から時の経過によって極めて困難となった有罪判決獲得への苦痛を取り除くとともに、誤判を防止するための制度であって、人の世の正義の実現には限界があることを表すものにほかならないという見方もある。
- 被害者や遺族の、本当のことを知りたい、受け止めたいという心情は被害の回復に必要な過程だと考えているが、長期の捜査期間を経て必要なのは、捜査過程の情報開示を含めて、国が被害者や地域社会に対して失った信頼を回復できるよう反省や改善を具体的に示すことである。
- 公訴時効の趣旨として指摘される点のうち最も重要なのは、証拠の散逸による防御の困難化と、これにより誤判の可能性が高くなることである。事件からある程度の年数が経過すると、訴追の基礎となる証拠が失われる可能性が高くなるが、それだけでなく、検察官証拠に対する弾劾証拠やアリバイ証拠、目撃証言、鑑定資料など、被告人側に有利に働く可能性のある証拠も散逸する。そのため、事件から長期間経過後に起訴された被告人は有効な防御をすることが困難となり、つまみ食いの残された証拠によって有罪とされてしまう可能性がある。
- 公訴時効期間については、平成16年改正により、15年から25年に延長されたばかりである。この公訴時効期間延長の社会的意義、刑事政策的な効果などについては、全く検証されていない。特に、最近発表された2009年度警察庁犯罪統計（暫定値）によれば、殺人認知件数は前年比で200件減少して1097件となり、戦後最少を更新した。また、全刑法犯件数は170万3222件で7年連続で減少している。
- 時効期間の延長若しくは廃止を主張する意見の根拠として、「近時、殺人等凶悪・重大な犯罪についてはこのような公訴時効制度の趣旨が当てはまらないこと」が挙げられている。しかし、時効制度の第一の意義は、憲法31条に由来する適正手続の保障、被告人の防御権の確保にあるのであって、その事情は、「凶悪」「重大」な犯罪であるか否かによって変わるものではない。むしろ、平成16年の刑法改正によって重大犯罪の法定刑は軒並み引き上げられており、これに比例して適正手続の保障の必要性は高まっているというべきである。
- 時効期間の延長、廃止の根拠としてDNA鑑定など科学的捜査の技術の進歩が理由に挙げられている。しかし、どんなに技術が進歩したとしても、1つの鑑定だけで有罪が決まることはなく、周辺事情がこれを補完して初めて有罪が立証されたものといえる。さらには、この「科学的」

という点についても、いわゆる足利事件で明らかになったとおり、技術的制約があるものであって、万能ではない。かえって、その専門性ゆえに裁判所のチェックが働かないこともあり、これを盲信することはえん罪の原因となりかねない。捜査技術の進歩は公訴時効期間の延長、撤廃の理由にはならない。

- 時効期間の延長若しくは廃止論は、重大犯罪について公訴時効を廃止している外国法制を根拠としている。しかし、我が国の刑罰法規は、罪の規定の仕方が外国法制と大きく異なっている。公訴時効廃止等が検討されている重大犯罪には殺人罪が含まれているが、外国でよく見られる構成要件では、犯情に応じて細かく分類され、これに連動して法定刑も狭い範囲に限定されており、犯罪構成要件に該当することが証明されれば、量刑もおのずと限定された範囲となるというものである。そして、第一級殺人や謀殺などといった悪質な犯罪類型に関してのみ、公訴時効を廃止しているにすぎない。しかし、我が国の殺人罪には、犯情に応じた構成要件の区別がなく、非常に幅広い刑が法定され、量刑は大きな振幅を持っている。場合によっては、殺人罪であっても執行猶予が付くことすらある。これを一律に重大犯罪として公訴時効を廃止することは到底許されない。
- 被害者やその遺族の処罰要求は、時の経過によって必ずしも減弱するものではないかもしれない。しかし、公訴時効制度は社会全体のために存在するものであり、ここで問題となる処罰感情の減弱も社会一般の処罰感情の減弱をさす。そして、社会一般の処罰感情は、通常の場合、時の経過とともに減弱していくものと思われる。もちろん、何年もたった後でも、マスコミの報道によって、事件の記憶が喚起され、社会の処罰要求が再び高まることもありうる。しかし、重大だとされるすべての事件についてこのような報道が行われるわけでもなく、また、たとえこのような報道があったとしても、事件発生のころに比べれば社会の処罰要求は減弱しているとみることができる。
- 被害者及び被害者の遺族の視点から見ても、公訴時効の制度趣旨のとおり、長期間の経過により処罰感情が一定程度緩和されることは否定できない。
- 平成16年に公訴時効の期間が延長されたばかりであり、まずはその効果を慎重に見定めるべきであり、改正を急ぐべきでない。
- 刑罰は犯罪行為の責任を前提として科されるものであるが、例えば行為時から15年ないし25年もたてば、行為者も、肉体的にはもちろん

精神的にも大きくかわっている。そのように変化した行為者に、遠い昔に行った行為をもとに、行為直後と同様に刑罰を科すのが有用でありまた適切であるかどうかは疑問である。

- 行為時から15年ないし25年もたてば、行為者の周りには様々な社会的な関係が積み重なっているものと考えられる。遠い昔に行行為者が犯罪を犯したことを理由に、そのような社会的な関係を一気に解体させ、全く非のない周囲の者の利益を侵害してよいのかという点も問題になる。事件から一定期間ならば、行為者の訴追・処罰によって、周囲の者の利益が害されてもやむを得ないであろう。しかし、永年にわたって訴追・処罰されなかった場合には、それらの者の利益の保護も考慮する必要が出てこよう。
- 科学鑑定が適正に行われているものかどうかは、外部からはほとんど検証不可能である。そのうえ、15年ないし25年も経過してしまえば、資料の採取・保存過程の適正さは検証のしようがない。さらにまた、科学鑑定において証明できるのは、鑑定資料の主体と被告人の同一性などにかぎられ、訴因全体を証明するものではない。そのため、そのほかの部分公判廷での証言なり、昔に作成した供述調書や実況見分調書にもとづいて立証することになる。そうなると、被告人側の防御活動は多大な困難を伴う。行為当時の状況は様変わりしており、各種の調書の内容の真実性を吟味することが困難になるし、またアリバイ等の反対証拠を探すのも非常に難しくなる。事実の経過は無罪証拠をも失わせる。公訴時効の廃止は防御の困難を招き、むしろこの処罰（誤判）を招来する危険を拡大する。
- 無実の者が捜査機関から一定の嫌疑をかけられ、処分保留のまま、一生訴追される危険から解放されなくなることにもなりかねないが、それは余りに酷である。
- 時の経過とともに、新証拠の発見が困難となり、被告人とされた者の適正な防御権の行使が困難となる。その上、解決に向けた行きすぎた捜査が行われる可能性も十分に考えられ、誤判の可能性が高まる。
- 継続した事実状態に対する犯人とされた者の期待も無視することはできない。殺人罪等の重大な被害を与えた犯罪で訴追をされなかったという事実状態を重視するのは不当ではないかという指摘については、飽くまで一方の意見である。実質的に刑罰権の発動の要件を犯人とされる者に厳しい方向に改正するものである以上、犯人とされた者の側にも十分な配慮が必要である。

- 従来の時効期間内に起訴できなかったものが、時効期間の延長により起訴できるようになることがあるとしても、そのような事例は全く希有であり、極めて例外である。このような極めて希有な例外事例のために、むこの不処罰の大原則を支える制度の一つである時効制度を見直すというのは、本末転倒である。また、このような希有な事例のために膨大な捜査予算を付けることは、国家財政上も無用な負担となる。
- 制度は常にそれ自体、不合理な局面を含んでおり（時効制度であれば、真犯人の不処罰）、そのような不合理を予定ないし内包しながら、なおかつ、むこの不処罰というより大きな利益ないし正義のために必要として選択されたのが、時効制度である。これを、証拠の散逸に関する手当てを何もしないまま、必罰のみを強調して変更すべきではない。
- 時効が廃止され、あるいは時効期間が長期間のものとなれば、市民が嫌疑をかけられ、捜査側が、証拠はないものの、その市民が犯人であると確信している場合に、極めて過酷な人倫に反する事態が生じかねない。すなわち、捜査側は、別件逮捕・勾留・同延長、別件再逮捕・勾留・同延長当と繰り返し、本命について逮捕・勾留・同延長に至る。やむなく処分保留で釈放となっても、時効廃止あるいは長期延長の場合には、持ち時間の心配はないことになる。捜査側は、任意の取調べに応じるように、被疑者に要求できる。あるいは、公訴提起まではおぼつかないが、逮捕状を取れる程度の心もとない証拠は出てくるかもしれない。そのときは、再逮捕・勾留・延長ができる。そこまでいかなくとも、被疑者の身边を、時々思い出したように洗う。あるいは、被疑者方を訪問し、捜査側は事件を忘れていない旨、メッセージを伝えることもできよう。無期限にこんなことをされたら、市民はどうなるか、間違いなく、心身ともに壊され、発症するだろう。公訴時効がなくなったら、更に長くなったら、いったん嫌疑をかけられた者は、目を落とす最後の日まで、逮捕におびえて暮らさざるを得ないだろう。被疑者、弁護人には、何らの強制権限はなく、長期の戦いを耐え抜く資力もない。いったん、嫌疑をかけられた者は、弁護士でも、裁判所でもなく、「時」しか救ってくれないことを、是非、忘れないでいただきたい。被害者やその身近な方々の思いも、同胞として十分受け止め、物心両面にわたって配慮がなされることは当然のことである。しかし、この配慮は、リップサービスでこ塗して済むものではない。公訴時効の更なる延長が配慮に値するものとは思われない。既に、公訴時効は、人の命の長さに対比すれば、長過ぎる位長くなっている。これ以上の延長や廃止は、有害無益である。また、それでも、悪

い人が逃げることができる制度などはない方がいいと思っている方々には、私たちは、自分が嫌疑をかけられるなどと思ってもいないが、世の中はそんな甘いものではない、自分が嫌疑をかけられ、自らそれを晴らすことができないことは十分あり得ることだということを、是非理解していただきたい。

- DNA鑑定等の捜査手法の開発によって、迅速な事件処理が可能となった上、証拠の一人歩きを防ぐには、DNA鑑定等とそれを支える周辺証拠をセットで扱う必要があるので、そういった周辺証拠を含む証拠構造の信頼性を担保するため、公訴時効制度の意義が重要となる。
- 弘前大学教授夫人殺人事件では、公訴時効完成後に真犯人が名乗り出て、再審無罪が確定しているが、もし時効が廃止されれば、真犯人が名乗り出る可能性もなかったであろうから、誤判の救済もなかったであろうということは容易に想像できる。

2 凶悪・重大犯罪の公訴時効見直しの具体的在り方

(1) 一定の犯罪について公訴時効を廃止する案(募集要領別添2-1のA案)

【賛成の意見】

- 賛成である。
 - ・ (理由なし。)
 - ・ 他の方策は国民に何ら利益をもたらさない。
 - ・ 悪質な犯罪者の逃げ得は社会悪である。
 - ・ 時効の廃止は、犯罪の抑止力、国民すべての社会正義感の確立の源となる。
 - ・ 時効とは、国家が犯罪者をよく逃げ延びたと表彰する言語道断な制度であり、犯罪被害者を愚ろうするものである。
 - ・ 私は12年前に夫を刺殺された。あと2年余りが経過して時効が完成したら、犯人に宝物をプレゼントしたことになり、逃げ切った犯人を「我が意を得たり」の気持ちにさせることになるが、そのようなことは絶対に許せない。この苦しみ、悲しみは遺族になってみての実感である。
 - ・ 公訴時効そのものに問題があるのであるから、期間の延長によっては問題の本質的解決は図れない。被害者等にとって、いつか犯人は捕まり公正に処罰は下される時が来るという希望を絶たれることは、耐え難いものである。犯罪被害者等基本法とのそごも明確である。
 - ・ 強盗殺人で母を殺されたが、犯人は逮捕されていない。どんなに悔

しくても、当局にお願いするばかりである。孫の代になってからでも処罰できるようにしてほしい。

- ・ 被害者と被害者の家族が希望を失うので、彼らが生きている限り、時効はあってはならない。
- ・ 被害者やその遺族の怒りや悲しみ、つらさを理解してほしい。
- ・ 殺人で殺されてしまった遺族は犯人が時効を迎えても悲しみがいえるわけではなく怒り憎しみが増すだけである。
- ・ 保護されるべきは被害者の人権である。
- ・ 善良で抵抗できそうにない人たちが惨殺されたのに、既定の年限内に犯人が逮捕されなかったという理由で国からも社会から見放されるのがこれ以上増えるのは耐えられない。
- ・ 時効は即刻廃止すべきである。加害者と被害者を天びんにかけて公平に判断した場合、被害者が断然不利である。すなわち、殺された命は絶対に元に戻らないが、それを補うものが十分整備されていない。被害者に対する経済的補償は、加害者やその家族・親族に負担させるべきであり、永久に犯人を探し出し、必ず捕まえて、刑罰を与え、経済的補償をさせるべきである。
- ・ 整形してでも、逃げようとする者がいるから。
- ・ 加害者が逃亡して逃げおおせれば許される逃げ得を絶対に許せず、なくすべき。
- ・ 自ら素直に認めた者は普通に罰せられて、逃げた者は一定期間がくれば罰を受けなくてすむのはおかしい。
- ・ 殺人などを犯したら、徹底的に犯人を追い詰め絶対に逃げ切れないことを知らしめるべき。
- ・ 何年たっても犯罪を犯した事実は消えない。
- ・ 犯人は罪を償わない限り一生苦しむべきである。
- ・ 罪を犯した人には相当の罰を生涯与えるべきである。
- ・ 被害者及びその家族は、身体的・精神的・経済的に負担を負い続けるのであって、一生時効はない。
- ・ 私は息子を殺人事件で亡くした。私にとっては、加害者が刑務所にいるということがわずかな心の支えになっているが、犯人が捕まらない、どんな人間に大切な命を奪われたか分からない遺族にとっては、犯人が自己の犯した罪を償うこともなく、反省することもなく、普通の生活を送っていることが許せないのではないだろうか。
- ・ 何十年過ぎようとも、法を犯した者は裁きを受けるのが当然であり、

極刑に値するような罪を犯した者に時効など必要ない。罰を受けるべき者が法に守られ、逆に、守らなければならない側が法から見放されるような法律は廃止するのが当然である。

- 犯人にとって都合の良い、犯人を助けるための時効を絶対撤廃すべきである。
- 時効が撤廃されれば、犯罪の抑止につながる。車の違反でも何でも、罪を犯した場合、30年、40年先でも捕まる可能性があれば、元々、そのようなことはしないはずである。
- 簡単に犯罪に手を出す者に対する抑止力となる。
- 訳の分からない凶悪な事件が後を絶たない以上、時効をなくすべきである。
- 罪の重さである程度時効を廃止する犯罪は線引きすべきであるが、時効を廃止して犯罪が追及できるようになっても、刑の重さで調整すればよいと思う。
- アメリカや海外のように、何十年前の事件でも逮捕できるように法律を変えるべき。
- 警察関係者は大変だと思うが、市民も情報の提供等もっと関心を持って協力すべきだ。
- 延長しても、延長してはまた延長の繰り返しになりかねない。
- 性犯罪は、根本的なところを治療し続けられない限り犯罪が生活の一部となり再犯に及び続けるので、時効をなくすべきである。
- 人命を奪っておきながら生き延びるのは、もってのほかであり、一生涯をもって罰を科すべきである。
- 犯罪被害者の立場を考えると、時効があるというのがそもそもおかしい。捜査上のマンパワーのかけ方は警察当局の方で判断すればよい。どこから新事実が発見され、事件が解決するかというのは分からない。また、情報もアナログからデジタル化され、劣化せずいつまでも残るという時代になった。DNAの検査制度も技術的な向上が期待できるという状況の中で、社会制度だけが、古臭い過去の慣例に基づいて物事を判断している場合ではない。
- 捜査の終了は適切な時期にしてよい。証拠や捜査資料は100年間保管すればよい。
- 「廃止案」以外はないと考える。廃止案以外の案を主張する人は、警察・検事関係者の責務を放棄させるということをも主張するということである。また、例えば、「停止案」は、そもそも罪の有無（罪を帳

消しにするか否か) と、捜査、あるいは起訴の難易度を関連させて考えることが間違っている。

- 廃止以外の方策では、①延長した公訴時効の完成後に明白な証拠が発見されるケース、②検察官が時効の中断・停止を請求せず、又は、裁判所が検察官の請求を認めなかったが、時効完成後に明白な証拠が発見されるケース、③犯人がDNAを残さなかったケースに対応できない。
 - 時効さえなければ、長い年月を経て自首して来たり、偶発的に犯人が発見されたものだけでも、裁くことができるのに、時効があるために、せつかく出てきた犯人を野放しにしなければならないのは、余りにも不条理である。長い年月精神的にも社会的にも苦勞したのだから、それで十分罰を受けたというのは、言い分にならないと思う。それは当然の報いであり、法的裁きを受けることとは別物である。また、そのようにはっきりけじめをつけなければ、犯人自身のためにもならないし、社会にとっても悪影響が及ぶ。時効を廃止しなければ、まじめに正直に生きようとする者の気力をそぎ、社会正義に大きな悪影響を及ぼす。
 - 住宅ローンでも最長35年なのに、殺人等重大犯罪を犯した者の時効がそれより短いのは、人の命が家より軽いようなもので、おかしい。
 - 一部には、えん罪防止を理由として時効廃止に反対する意見もあるが、公訴時効廃止とえん罪防止とは別次元の問題である。
 - 罪状にかかわらず一元的に時効を撤廃せよ。そもそも被疑者を確保する前の罪状を前提として時効期間を区別するのは不合理かつ危険である。
 - 一部の弁護士が公訴時効制度の廃止に反対しているが、えん罪防止は取調べ等の可視化の方策を実施していくことなどで対応すべきで、公訴時効廃止とえん罪防止は別次元の問題であり、反対する理由は趣旨不明である。
 - 時効制度をなくすと、法的関係が壊れる、証拠が散逸する、捜査が困難になる等の意見があるが、これらは二次的なものであり、社会正義を守ること、二度と犯罪を起こさせないことにより犯罪を根絶することの方が大切である。
- 死刑に当たる犯罪に関する時効の廃止は賛成である。
- 民事については、権利者が事実上の占有などを放置すれば、その現実を認めるために時効の意義があるが、殺人などの重大犯罪について

は、事実状態の尊重は妥当しない。

- ・ 一定の期間が経過すると殺人犯を罪を問えないというのは、遺族からは、無念で納得できない。
 - ・ 人を殺したら罪に服すなどして償いや社会的制裁を受けるべきで、逃げ回って時効が完成したら大手を振って世の中を渡り歩けるのは、感情的に許せない。
 - ・ すべての事件について公訴時効を廃止すれば、新たな事件に振り向けるものもある中、捜査人員や予算は膨大なものとなるため、死刑が規定されているような凶悪重大事件に限定すべき。犯人が明らかになったら個別に事情変更があったなどとしてその時点で事件を復活させるような制度がよいと思う。
- 殺人などの凶悪・重大犯罪については、時効を廃止すべきである。
- ・ 事件に区切りをつけていかなければ警察の仕事が増大しパンクしてしまうことは理解できるが、捜査が行き詰まり打ち切りになったとしても、時効が廃止されていれば、犯人が時効により安心することはなくなる。時効という制度があることで逃げてみようと思いつく者は少なくないはずで、時効を廃止することにより、そのような者を減らす抑止効果が期待できる。
 - ・ 犯罪被害者遺族の気持ちを考えるとやりきれなさが募るし、時効により区切りをつけることが誰の利益になるとも思えない。
 - ・ このような犯罪について、逃げ得となるのは全く許し難い。何年たっても犯した罪は償うべきである。
 - ・ 殺人や放火などの事件については、社会正義の実現の観点から絶対に逃げ得を許すべきではなく、時効の廃止が犯罪の抑止にもつながる。
 - ・ 公訴時効がなくなり、このような犯罪を犯したら一生苦しまなければならないと思うようになれば、犯罪抑止につながる。
 - ・ 法は公平でなければならず、法を犯した犯罪者が年月の経過で罪が許されるのは正義に反する。
 - ・ 殺人などの罪が時間の経過のみで許されるはずがない。海外の例を見ても、凶悪・重大犯罪については時効を廃止している。
 - ・ 殺人などの重大事件については時効を廃止すべき。窃盗などとは異なって罪が消されるべきではなく、数十年たっても証拠が残っていれば犯人が明らかになる可能性がある以上、追及すべき。
 - ・ 公訴時効制度がこれまでの根拠とされてきた「時の経過とともに、被害者を含め社会一般の処罰感情等が希薄化すること」などは、全く

被害者の家族の感情を無視している。殺人等の凶悪・重大な犯罪を起こし、逮捕されることなく一定期間ひっそりと暮らしていることが「日時が経過した場合には、そのような事実上の状態が継続していることを尊重すべき」ということで片付けられては、人間の記憶の希薄化だけにより社会的秩序を侵すものを放置することになる。断じて認められない。

- 凶悪・重大犯罪については、時効を廃止するという取扱いをするべきである。
 - ・ 凶悪犯罪は戦争と同じで、後世に語り継いで忘れてはいけない。一時の感情で犯した犯罪がある一定の期間が経過すれば逃げられるというのでは、犯人にとって期限付きのゲームをやっているのと同じことになってしまう。それだけの犯罪を犯した者に対しては、一生逃れられない、犯罪は一生を無駄にするものだということを知らしめなくてはならない。
 - ・ 凶悪・重大犯罪については、罪を犯した人は必ず償わなければならないと思う。
 - ・ 犯罪により大切な人を失った者にとって、犯人が法で裁かれることが、気持ちを前に進めることができる唯一の手段であると思う。
 - ・ 本当の意味で世論を反映させる政治になることを期待している。
 - ・ 捜査の人的・物的資源は有限なので、これを凶悪・重大犯罪の捜査にあてるべきであるから、凶悪犯罪の以外の犯罪まで見直す必要はない。
- 凶悪な事件に関しては、時効は廃止すべきである。
 - ・ 凶悪事件の犯人が野放しでは、国民の安全は守られない。
 - ・ 犯人に時効まで逃げられればいいと思わせるべきではなく、いつまでも自分は追われているという意識を持たせた方が犯人に対するけん制になる。
 - ・ 殺人、誘拐、ひき逃げ等の凶悪な事件については時効を廃止すべき。
 - ・ 被害者に何ら落ち度がない、凶悪事犯すべてを対象にすべき。それに要する経費は国民負担でもよい。
- 一定の重大犯罪については時効は廃止すべきである。
 - ・ 凶悪重大犯罪の罪は一生消えない。時効廃止が当たり前だ。
 - ・ 国として犯罪を容認しないということを示すため、無期限に刑事裁判を行えるようにすべき。
 - ・ 殺人をしてある期間逃げおおせれば、全く罪を罰せられることがな

いなどという内容の法律があること自体信じられない。

- ・ 凶悪犯罪の犯人が明らかになっても時効がすぎていて処罰できないというのでは残された遺族はやりきれない。
 - ・ 社会一般の処罰感情というようなあいまいな規定によるのではなく、社会一般が処罰が必要かどうかを判断する機会を設けるべき。その上で、社会が許しているのであれば、起訴などで追及しなければよい。
 - ・ 犯人が捕まらないというだけで無罪放免というのは、被害者を全く保護していないに等しい。
 - ・ 犯罪被害者の遺族の記憶はどんなに時が経過しようと消えない。
 - ・ 犯罪を犯した者は、裁きを受け、悔い改めるまで一生涯悩むべき。犯人に悔い改めるチャンスを与えるには、時効を廃止することが大切である。
 - ・ 被害者感情やその遺族の感情と法的均衡を考えると、重大事件について公訴時効は廃止すべきである。
 - ・ 強姦致死となれば強盗以上に重罪であり話は別であり、時効を廃止すべきだが、強姦罪などは強姦なのか和姦なのかは女性の気持ち次第で左右される面があるという微妙な問題があり、しばらく親しくしていてその後不仲になって女性の気持ちが変わり、強姦だったなどと言われることがあった場合不都合であり、強姦罪にはこのような特殊な要因がある以上、時効は廃止すべきではない。
 - ・ 特定の犯罪についてのみ時効を撤廃するのでは「一定の犯罪について特別の取扱いをする」ことになるという新たな矛盾も生むことから、重大事件すべてについて、時効期間の延長ではなく、廃止の方策を求める。
- 殺人罪の公訴時効は廃止すべきである。
- ・ 被害者遺族の心の痛みを考えると特に殺人に関しては廃止すべき。
 - ・ 人をあやめた人間が時効で自由になるのは許せない。
 - ・ 時効制度は、加害者の人権を尊重して、なくなった方の人権を無視しているに等しい。
 - ・ 被害者の人生が絶たれており、加害者の更生は必要ない。
 - ・ 時効があっても良いという人は身内が殺されても同じ事が言えるのか不思議である。
 - ・ 逃げ得は許せない。凶悪犯罪は地獄の底まで追いかけるべき。
 - ・ 現在の公訴時効制度は、殺人犯の逃げ得を容認し、その被害者遺族

らの「犯人を検挙して処罰してほしい」という願いを切り捨て、何より被害者本人の無念を顧みていない。

- ・ 悪いことをして逃げ得が許されるのはおかしく、社会正義に反する。被害者の立場からすれば、自分の家族や大切な人が殺されて、時効だからとあきらめられるものではない。
 - ・ 私は12年前に娘を殺され、結局、被疑者は不起訴になったが、片時でも娘のことを忘れることはない。被害者家族は、生きている限り、苦しみ、悲しみを胸にしまい込んでいく。殺人を犯せば、時効など関係はない。
 - ・ 実の妹が誘拐・殺害され、既に7年が経過しているが、いまだに事件は解決されておらず、忘れることもできずに解決を待っている。
 - ・ 人を殺しておきながら、犯人がのうのうと生きていられるというのは、あってはならぬことであろう。
 - ・ 被害者側にとっては、特に殺人は許せない。
 - ・ 昔より他人に無関心な風潮となり、逃げられる機会が増えたため。
 - ・ 科学技術の進歩により証拠は風化しにくくなっており、捜査で犯人を特定できるようになったため。
 - ・ えん罪も確率が下がってきている。
- A案の中では、提示された乙案（人を死亡させた罪のうち、死刑及び無期の懲役又は禁錮に当たる罪について公訴時効を廃止）が妥当である。
- ・ 時効制度は国民の正義の感覚に反するから。
 - ・ 死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪については、時効を廃止すべきである。社会正義のため、被害者感情を重視すべきでもあり、犯人の事実上の利益など擁護の必要性は全く見られない。
 - ・ 死刑に当たる罪だけでなく、無期の懲役・禁錮に当たる罪も含めるべきである。なぜなら、強盗殺人であれ、強姦致死であれ、犯人の行為によって殺されたという重大な点においては全く変わりがないからである。遺族にとって、殺意の有無はそれほど重大な意味を持たないであろう。
 - ・ 社会が強く処罰を望む犯罪である以上、防御権に与える影響を考慮しても、正当化できる。
 - ・ 人として絶対にやってはいけない行為、人を死亡させるような行為を、時効によって正当化するような法律を後世に残すことはできない。
 - ・ （公訴時効見直しが必要としつつも）凶悪・重大犯罪以外の犯罪の公訴時効期間を延長するというのは、必要性が薄いと思う。

- ・ 公訴時効制度の趣旨は、殺人などの凶悪・重大事件に適用するには妥当とはいえない。すなわち、被害者等の処罰感情は薄れないことは被害者等の生の声から明らかであるし、社会一般の処罰感情についても、時が経過し記憶が薄れても、処罰しなくてよいと思うこととは別物であると考えられる。また、新たな捜査技術の開発等により、犯罪発生後相当期間を経過しても有力な証拠を得ることが可能となっているし、仮に長い年月の経過により証拠が散逸したとしても、そのことが凶悪・重大犯罪の起訴を断念する正当な理由になるとは言い難い。さらに、殺人などの凶悪・重大犯罪については、長期間経過後の犯人の事実状態を尊重する必要より、犯人を処罰して社会秩序の維持・回復を図る必要性の方が明らかに高い。
 - ・ 英米を始めとした諸外国で重大犯罪について公訴時効を廃止している国も多い。
 - ・ 被害者を含めた国民一般の処罰感情を考慮して公訴時効を廃止する犯罪を定めるべきであり、死刑と無期に該当する犯罪はほぼ重なり合っており、同様の対処をすべきである。
 - ・ 「死刑に当たる罪」と「無期の懲役・禁錮に当たる罪」の両方が凶悪・重大犯罪であり、切り離す必要はない。
 - ・ 提示されたイメージ案の中では、一番自分の考えに近く、賛同できる。国民の感覚としては、強姦などの凶悪犯罪で被害者の一生を台無しにする凶悪犯罪については、すべて公訴時効を廃止するのがよいと思っているのではないか。
 - ・ 外国人犯罪を含め凶悪事件が増大しているように見え、犯罪の抑止や被害者感情等を重視する観点から時効を廃止すべきである。
 - ・ 費用の関係で捜査を中止するとしても、法的に時効は廃止すべきである。
- 殺人・強盗殺人はもちろん、傷害致死や強盗傷害罪なども時効を廃止すべき。
 - 殺人や酒酔い運転によるひき逃げなど特に人の命が奪われた犯罪に関しては、逃げ得を許してはならず、時効を廃止すべきである。
 - 強姦罪については、時効を廃止すべきではないが、強姦致死となれば強盗以上に重罪であり話は別であり、時効を廃止すべきである。
 - 子供時代に性暴力の被害を被った場合、人間への信頼感が根底から奪い去られるなど、人生にかかわる重大な被害を受けるものであり、どんなに時間が経過しても第三者からあなたに非はないと宣告されることに

よってのみ被害者の人権が守られるものであって、被害者が再び自分の人生を取り戻せるように、あらゆる性暴力犯罪の公訴時効を廃止すべきである。

- 殺人罪や強盗殺人罪については、時効は廃止すべきである。
- 人は、生まれてきたら、「生命の尊厳」を共有する世の中で最後まで生きるべきであり、理不尽にも命を奪われるという無念があってはいけない。このような観点から国民の一人として冷静かつ客観的に判断して、時効制度が存在することは社会正義から大きく逸脱しているのではないかと思われる。人を死に至らしめた犯罪については、時効は絶対撤廃すべきである。
- 殺人罪に加え傷害罪についても時効を廃止すべきである。
 - ・ 殺されたも同然の状況で生きていかななくてはいけない場合も多く、抑止力の観点からも、傷害罪まで含めるべきである。
 - ・ 時効廃止の対象となる重大犯罪には、傷害を負わせた場合も含めるべきである。人の死傷という結果の重大性、悲嘆に暮れる遺族がいること、後遺症に苦しむ被害者と家族がいることなどは、殺人罪などの重大性と変わるところはない。
 - ・ 人を「死、脳死、植物状態」に至らしめた犯罪については、時効を廃止すべきである。
 - ・ 自分の犯した罪から逃げて時が来れば晴れて自由の身になることは、逃げ得を許すことになる。殺人については時効を断固廃止すべきである。また、被害者が生存している場合でも後遺症が残ることもあるし、強姦など外傷は残らなくても人生そのものが破壊されることから、これらの悪質な犯罪についても時効は廃止すべきである。犯人が逃げ続けるなら、捕まるかもしれない恐怖を一生味わえばいいし、それが嫌なら、きちんと刑を受け、被害者・遺族に償いをすべきだと思う。
 - ・ 人命の保護は社会の基本であるから、人を死亡させたり意識不明の重体にさせるような行為(殺人や重大な暴行・傷害の容疑がある場合)については、時効を問わず加害者の責任を追及することが必要である。なお、時効を廃止するならば刑の重さも変える必要があるという意見もあるようであるが、刑の重さと犯罪の追及とは異なる次元のものである。重大犯罪について相応の責任を問う必要性自体は、時間の流れの中で消えてしまうようなことではない。
 - ・ 殺人事件だけでなく、重篤な傷害事件を含めて、「凶悪な未解決事

件の時効はすべて廃止して、犯人を一生許さない」ということを世の中のルールとして確立していくことが、大きな犯罪抑止力になると信じている。

- 後遺障害が発生したものについては時効廃止等何らかの手当をすることを考えるべきである。
- 公訴時効制度は、すべて廃止すべきである。
 - (理由なし。)
 - 犯罪が時間の経過でなしになることはおかしいし、逃げ得が生じることは不条理であって、罪はきちんと償うべきである。罪の大小で区分することも反対であり、捜査資源などからの現実的な制約があるならば、時効などという犯罪がなかったかに思わせるような対応ではなく、捜査を中断・保留等すべきではないか。
 - 殺意の有無や死に至るかどうかで時効のあるなしを決めるべきではなく、また、犯人すら捕まっていないのに、罪名や法定刑で時効期間を決めてしまうことは全く理解できない。逃げ得は絶対に許すべきではなく、試案はどれも愚案であり、公訴時効制度そのものを全廃すべきである。
 - 罪に大小はなく、悪いことは悪いという基本に戻るべきである。
 - どんなに小さな罪でも罪は罪であり、犯人は逃げて苦しんだのだから許すなどとんでもない。まして人を殺して自分は死にたくないから勝手に逃げ回っているような悪人をなぜ許すことができるのか理解できない。
 - 犯人が逮捕されても死刑になっても遺族の悲しみ苦しみは永久に消えることはなく、ますます強くなるばかりである。
 - 廃止の対象を重大犯罪に限定すると、それから漏れる犯罪被害者はどうなるのか。重大犯罪以外は時効を廃止せず、時効期間を延長するというのは不公平である。犯罪に段階をつけるのは反対である。
 - 時効制度があれば犯罪者がまた社会に出て罪を繰り返すと思う。
 - 今の日本はかなり治安が悪いため。
 - 証拠は政府の建物に保管すればよく、現在の捜査の期限は今までどおりで、捜査を打ち切れればよいのであって、被害者等の無念を思うと時効はすべて廃止すべきである。
 - 凶悪事件に限らず、時効は基本的になくてよい。捜査期間がいつまでも事件を追うことに無理があるというところに時効の意義があるように思うが、時効ですべてをなくすのではなく、ある時点から積極的

な捜査をしない体制に移行すればよいのではないか。

- ・ 事件の大小にかかわらず、時効はなくすべきである。
- ・ 時効があれば、犯人はそれを目標にして、身を隠し、整形をし、あらゆることをして逃げ回る。そのために、第2、第3の事件も起こり得る。他方、被害者や遺族にとっては、一生忘れることはできない。すべての犯罪について時効は廃止すべきである。
- 交通事犯軽視の社会を変えるためにも、交通事犯、交通事犯で後遺障害を負わせたような事件も、重大事件として時効廃止すべきだ。
- 交通事犯は、殺人等の犯罪と異なり捜査が軽視される傾向が強く、被害者の遺族による真相究明には膨大な時間がかかるので、廃止すべきである。現行の「公訴時効5年」では短すぎる。
- 可能な限り、廃止の対象となる犯罪を広くとらえるべきである（特に、人を死亡させた罪はすべて含めるべきである。）。
- 被告人をDNA型情報等によって特定して起訴する制度を導入する案と組み合わせて導入することを支持する。
- 妻にだまされて父の遺産を横領されたため、私人間の財産犯については、計画的で悪質なものや、被害額が2億円を超えるものについては時効を撤廃してほしい。
- 強姦致死罪、強制わいせつ致死罪のみならず、強姦罪・強制わいせつ罪についても時効廃止を求める。DNA型情報は、非常に的確となっており、長期保存が可能となっている。また、どんなに過去の犯罪であろうと、きちんと処罰されることは、被害者や遺族の尊厳の回復につながるとともに、すべての女性、子供、弱者にとって、安全感・安心感をもたらす。さらに、公訴時効を廃止することにより、加害行為を継続している人物や加害行為を行う可能性の高い人物の犯罪を抑制する効果が期待できる。
- 私は殺人未遂事件の被害者家族であり、間もなく事件が時効完成を迎える家族の心境をおもんばかっていたきたい。ひき逃げ事件では刑を重くしたのに、一定の時間がたったら無罪放免というのは矛盾ではないだろうか。また、時効は、被害者に二次被害を与えるものであり、被害者基本法の趣旨に反している。
- 殺人、傷害致死、強盗、強姦・強制わいせつなどの性犯罪、傷害罪、自動車運転過失致死罪、過失致死罪については、公訴時効を廃止すべきである。これらの犯罪は、被害者等にとっては、その悲しみ、悔しさは一生ついて回るものであり、時効が来て、加害者が無罪になることは、

限りなく不公平であるし、納得できるものではない。

- 不慮の事故，正当防衛，医療ミス（内容による。）以外は，加害者の逃げ得を許す公訴時効は廃止すべきである。
- 被害者やその家族の痛みは一生消えるものではないのに，時効で逃げ延びれば殺人などの罪がなくなるというのはおかしい。
- 交通犯罪は，複雑な要因が絡み，その解明に時間を要するケースも少なくないが，そのときに，加害者を不当に利するのが時効制度である。遺族等は，必死に時間をかけて目撃者を探すなど真実発見に努めるが，時効制度は，こうした捜査協力にも水をさし，真実から遠ざけ，犯罪行為を野放しにすることにつながる。さらに，交通犯罪の場合は，事件現場に証拠が存在する可能性が高いのであるから，科学的捜査を徹底すれば，証拠の収集，確保などが困難なケースはほとんどなくなると考える。交通犯罪に関して，証拠の散逸などを理由として公訴時効制度を維持するとするならば，それは本末転倒であり，犯人を裏付ける証拠を捜査の徹底によって，科学的に初動段階で収集することを義務付けなくてはならない。
- 交通事故の公訴時効も廃止してほしい。
- 世田谷一家殺人事件のような事件は，時効をなくして解明していただきたい。
- 被害者が重傷を負った事案，強姦，強制わいせつについても，時効廃止の対象とすべきである。
- 人の生命や人権の尊厳を傷付ける重大な犯罪については，時効を廃止すべきである。
- 時効は刑の重さの問題ではないが，時が来たら罪がなくなるというのでは，危害を加えることも命も軽いものだと言っているようなものである。
- 私は殺人未遂の被害者であり，あと数日で時効成立を迎えなければならない。何の理由もないのに，突然犯罪の被害者になり，重い後遺症が残った。この先，毎日，痛みと犯人への憎しみを抱えて生きていかなければならない。15年で無罪放免ということを受け入れなければならないこの憤りをどこへ持って行けばいいのか。
- 対象犯罪は，故意の犯罪行為により人を死亡させた罪のうち，死刑及び無期の懲役・禁固に当たる罪（乙案）とすべきである。強盗致死罪や強制わいせつ致死罪も，殺人罪に匹敵する犯罪だと思う。

【反対の意見】

- 適当でない（理由なし。）。
- 公訴時効制度を単に「政策的に定められるべきもの」ととらえるのは、当該制度に対する深い洞察を欠き、その時代の国民世論や政治動向といった表層的要因だけで制度を改変する結果を招くことにならないか危ぐする。公訴時効が「犯人必罰の要請と時の経過による法的安定の要請との妥当な調和を図るもの」であるとするならば、その調和点をどこに置くかは、現行の憲法及び刑事訴訟法が採用する諸原則を支える価値観をも踏まえて、慎重な検討を行うべきである。こうした出発点に立てば、少なくとも「凶悪・重大犯罪の真犯人に安住の時を与える必要はない」といった議論は、現行法体系のとり立場と相容れないと考える。公訴時効の撤廃を支える考え方は、不利益再審を禁止する現行憲法39条の背景にある精神と相容れない。もし、「凶悪・重大犯罪の真犯人に安住の地を与える必要はない」という考え方が妥当であるならば、それは、裁判を終え証明不十分で無罪となった人物に対しても当てはまる。しかし、同条が不利益再審を禁止しているのは、一度裁判で無罪になった者に対しては、たとえ真犯人の可能性があっても、あるいは後に実際に真犯人と分かったとしても、法的安定性が回復されるべきとの立場を採用したからにはほかならない。
- 公訴時効制度を持たない国もあるが、外国と比較する場合には、単に法制度だけでなく、実際の捜査実務についても調査すべきである。公訴時効制度がない結果、かえって捜査機関の裁量により実質的な捜査期限を設定してしまっているのではないかということも危ぐされる。公訴時効の不存在がかえってより早期の捜査の終了につながっている可能性もあるのであり、諸外国の制度との安易な比較は厳に慎むべきである。
- 一定年数をびくびくしながら平穩に暮らした人は許してあげてもいいと思うので賛成できない。
- 時効を廃止した場合、理論的には捜査機関は犯人が検挙されるまで永久に捜査しなければならないこととなり、継続捜査、捜査続行について難点があることから、国家が刑罰権を行使する期間については、一定の制限が必要である。
- 時効を廃止すると、警察等における証拠の管理が大変になる。
- 事件発生から長い期間が経過してからの起訴は、無実の被告人にとって無罪の証拠の散逸のため不合理なえん罪の危険の増大を意味することから適当でない。

- 公訴時効を廃止しても問題解決にならないばかりか、長期捜査事件等、被害者や支援者の抱える問題の基本的解決とはならない。
- 凶悪・重大犯罪とそうではない犯罪とをしゅん別することはできず、公訴時効制度を廃止する事件や犯罪の基準を設けることは、非常に困難である。
- どんなに社会一般の関心が高い事件でも、他に関心の高い事件が発生したり、年月が経過してしまえば、被害者、遺族、その周辺の人々以外の事件に対する関心は希薄化してしまう。しかし、公訴時効日というある特定の機会が存在することで、例えば、公訴時効日が近くなるとマスコミはその事件を再び取り上げるため、人々の関心も今一度その事件に向かうことになり、再び市民からの情報提供が期待できるようになるのが現状ではないだろうか。公訴時効を廃止することは、そのような市民からの情報提供の機会を減少させてしまう可能性がある。
- 公訴時効制度の廃止が主張されるのは、「犯人が明らかになったのに処罰し得ない事態」が生じうる点に大きな問題があるとされるからである。しかし、そもそも、このような結果が生じても、他の利益を優先させて手続を打ち切るべきだとするのが公訴時効制度であり、この制度には種々の合理性が認められる。
- 時の経過とともに、被告人に有利な証拠が散逸することを無視したものであって、むしろこの不処罰に対する配慮が全くなく、不当である。
- もし時効制度が一般に正義に反するものであれば、すべての時効制度を一律廃止しなければならないはずであるが、そのような意見は見られない。そうであるとすれば、時効制度は一般には必要だというコンセンサスがあるのであるから、重大事件に限ってのみ時効制度が時代遅れで不正義な制度であるように言い募るのは、論理矛盾であろう。
- 時効を廃止し、あるいは非常に長期の時効期間を設定することにより、刑事上は処罰されるが、民事上は時効により責任を負わない場合があり得ることになるが、これは理解に苦しむ。
- コモンローの国は、我が国とは刑事法制度が根本的に異なるのであるから、これらの国に公訴時効がないからといって、時効制度だけを取り上げて我が国と比較するのは適当でない。また、近年行われている国際的な時効制度の撤廃に関する動きは、戦時犯罪の追及の障害を除くという文脈で行われたものであり、戦時犯罪を自国で裁くという強い意志があってこそその考え方である。
- 誤判防止の要請や継続事実状態の保護の観点からの十分な検討はなさ

れておらず、公訴時効を廃止した場合、それが真実発見に寄与するかという実効性も明らかになっていないので、現段階の公訴時効の廃止は、問題点のみを顕在化させる有害なものである。

- 殺人の時効廃止は賛成だが、他の犯罪についても時効を延長するべきだと思うので。
- もっと広く時効を廃止するべきだから。

【その他の意見】

- 長期間を経た後の裁判で被告人の防御が困難になるので、検察側の立証責任をより重くするなどえん罪等のミスを防ぐために法制度の整備が必要である。
- 理想的には賛成であるが、実現は困難ではないか。
- （公訴時効制度の見直しは不必要・不相当とした上で）仮に公訴時効制度の廃止・延長が認められるとしても、重い死の結果について故意のない強盗致死罪等の結果的加重犯についてまで公訴時効を廃止ないし大幅に延長するのは、既存の制度の例外を不当に拡張するものであり、凶悪・重大犯罪に限定する趣旨からも外れている。
- 別事件の捜査の過程等において、既に時効が完成している事件の被疑者の逮捕の可能性が出てきた場合には、何年さかのぼっても逮捕を可能にすべきである。

(2) 一定の犯罪について公訴時効期間を延長する案（募集要領別添2-1のB案）

【賛成の意見】

- 公訴時効期間を50年に延長するB案には賛成である（理由なし。）。
- 殺人など重大事件について時効期間を50年に延長することには賛成である。もっとも未解決事件の捜査の組織を一般の事件とは別にしたり、再審手続を簡略化することなどについて検討する必要があると考える。
- 被害者感情に合わせた形での適度な公訴時効期間の延長は歓迎する。ただし、過度に延長をしても、例えば50年以上も執念をもって捜査ができるとは思えず、画にかいたもちになるような気がする。それよりは刑罰を厳しくすべき。
- 凶悪な身体犯については公訴時効期間を延長すべきである。
- 殺人でなくても、傷害で植物人間になり、一生苦しみを背負いながら闘っている人もいる。

- 凶悪・重大犯罪に限らず，逃げ得を許すべきではない。
- 時効期間は，殺人罪，強盗致死罪及び強盗強姦致死罪については50年，死刑に当たる罪（殺人罪，強盗致死罪及び強盗強姦致死罪を除く。）については40年，無期の懲役又は禁錮に当たる罪については30年，長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については20年，長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については10年，長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については7年，長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については5年，拘留又は科料に当たる罪については3年とすべきである。
- 時効期間は，強姦（致死）罪については50年，傷害致死罪については30年とすべきである。
- 死刑廃止は実際問題として難しい。死刑に当たる罪の場合，時効期間を75年くらいに，無期刑に当たる罪の場合，50年くらいに，その他の犯罪も「割に合わない」くらいに延長すべきである。
- 廃止の対象から漏れた犯罪については，公訴時効期間を延長すべきである。
- 凶悪犯罪であるか否かにかかわらず，罪を犯したことに変わりはない。捜査が打ち切られるにせよ，もし犯人が見付かったのであれば，罰すべきである。
- 仮に時効を廃止しないのであれば，70年とか80年といった長期間にすべきである。
- 「凶悪・重大犯罪」というのが長期15年以上の懲役・禁錮に当たる罪以上を指すのであれば，現在の公訴時効期間では短すぎるように思う。

【反対の意見】

- 適当でない（理由なし。）。
- 事件発生から長い期間が経過してからの起訴は，無実の被告人にとって無罪の証拠の散逸のため不合理なえん罪の危険の増大を意味することから妥当でない。
- （公訴時効廃止が妥当でないとした上で）例えば公訴時効期間を50年とするなど平均余命の3分の2にも達する期間をも公訴時効期間として許容するのであれば，廃止と実質的に同様であり，不当である。
- 例えば，公訴時効期間を50年とした場合には，平均余命の3分の2に達する期間となり，公訴時効廃止論と実質的に同様であるから，反対である。許される期間延長の限度は，せいぜい平成16年の25年程度

であり、これは既に改正されているのであるから、これ以上の延長は必要ない。

- 平成16年改正の効果を検証し得ない現段階で再度の期間延長を行うのであれば、平成16年改正では明らかに不十分だったことが示される必要がある。
- 公訴時効制度には種々の合理性があり、時効期間をむやみに延長するのは妥当ではない。
- 平成16年に公訴時効を延長してから5年程度しか経過していないため、現時点において、延長する必要性はない。
- 国民に何ら利益をもたらさない。
- 50年逃げ切れればとの思いを悪党に与えることになる。
- 公訴時効を延長したところで、科学的捜査が発達している現状に照らせば、公訴時効が完成した後に犯人が明らかになる事態が生ずる可能性は高く、その場合に適正な処罰をすることができないため、抜本的解決に至らないと考えられるため、適当でない。
- 時の経過とともに、被告人に有利な証拠が散逸することを無視したものであって、むこの不処罰に対する配慮が全くなく、不当である。
- 延長期間をどうするかで意見が分かれる可能性(人間の寿命等の議論)がある。
- 現在念頭に置かれている時効の延長は、実質的には時効の廃止と同じであり、妥当でない。
- 延長だと、ある時間的枠組みを超えたら、凶悪犯罪でも犯罪でなくなるということになるが、そのこと自体が国民の倫理観や社会通念に照らしてそぐわない。
- 公訴時効を延長しても問題解決にならないばかりか、他の公訴時効が短い事件の犯罪被害者が自分たちの事件は十分に捜査してもらえないのではないかといった不安を呼び起こす。また、長期捜査事件等、被害者が苦しむ結果となる。
- 時効期間を大幅に延長すれば、実際にはその後訴追できるようなケースはまれかもしれないが、国民感情からすれば、どんなに細くとも一本の道は残しておくべきではないか。
- 殺人事件については公訴時効は廃止すべき。
- 時効を広い範囲で廃止すべきだから。

(3) A案とB案の組合せ案(募集要領別添2-1の「A案とB案の組合せ」)

【賛成の意見】

- 提示された案のうち、「A案とB案の組合せ案」の甲案が妥当である
 - ・ (理由なし)。
 - ・ 試案の中で最も現実的である。
 - ・ 被害者感情を第一に考えるというのはもちろん、公訴時効がないことにより犯罪を未然に防ぐ効果も生まれるのではないか。「時効期間さえ過ぎれば」という制度を逆手に取った悪質な考えを持った者たちへの強い警告になると思う。
- 基本的には甲案が妥当であるが、公訴時効を廃止する対象犯罪を、人を死亡させた罪全般とする。そのことが、被害者及び国民の感情になじむし、基準として明確であるし、人の死以外の時効は、犯罪捜査の結果によらなければ未確定であることなどから。
- 証拠の保存や鑑定判断などを厳格に行うことが必要であるが、その上で見直しの中身としては、乙案が適当である。
- 提示された案の他に特別意見はなく、全面的に賛成する。一日も早く結論を出してほしい。
- 殺人は絶対許せないが、被害者の心身に重大な障害を与えたような他の事件の時効は廃止するのは行き過ぎで、延長するだけでよいと思うので、賛成である。
- 将来的にはA案の乙案が導入されるべきであるが、現段階でそれを導入することが難しいかもしれないことを考えると、段階的措置として組合せ案の乙案を導入するべきである。
- 社会が全体として脅かされていると感じられるような凶悪な事件については、「永久に非難することを忘れない。」という意味を込めて、時効を廃止すべきである。無期に当たる罪については、現時点では、社会が全体として脅かされているとまでは言えないので、公訴時効期間の延長で対応すべきである。
- 殺人事件など凶悪・重大な事件については時効を廃止し、その他の事件についても時効を大幅に引き延ばすべきである。
 - ・ (理由なし)。
 - ・ 欧米などを始め、時効廃止は世界の主たる国のすう勢である。
 - ・ かつて世界一安全な国と言われた日本においても、凶悪犯罪が大変多くなってきていると感じるため。
 - ・ 凶悪犯罪が大変多くなってきていると感じるのに、刑罰は反対に軽くなっているような嘆かわしい風潮の中で「人を殺した者が無罪にな

- る」ことを認めるような公訴時効を認めることは絶対反対であるため。
- 犯罪被害者等は、怒りや悲しみを生涯忘れることはない。誰がなぜどのような方法で愛する者の命を奪ったかどんなに長い年月を経ても知りたいと思う気持ちは強い。
 - 公訴時効の趣旨に関する学説は、被疑者・被告人を念頭に置いたものであり、被害者等の感情や社会的公正の観点からも問題のあるものである。
 - 公訴時効制度によって、どんなに凶悪な犯罪であっても、加害者が逃げ続ければいずれは法の裁きから解放されるという事態は、社会全体が不正を容認しているもので理解し難く、被害者等からすれば到底納得が行くものではない。
 - 犯罪者について、平等に公平に判決が下される必要があるのに、時効により期限が過ぎれば一切の罪も問われないというのは大変理不尽であるため。
 - 犯人が自分の犯した罪を忘れて日々楽しく生活し生きているのは断じて許せない。犯人が生きているのに罪に問えないのはおかしい。
 - 重大犯罪以外の犯罪に関しても、被害者感情や各種法益を保護する観点から公訴時効期間の大幅な延長を求める。
 - 犯罪の程度によって差をつけることがやむを得ないということであれば、犯罪者が有利にならないように時効を廃止する犯罪以外でも公訴時効期間を大幅に伸ばすべきである。
 - 時効になると、捜査をしてもらえなくなり、裁判も受けられなくなるというのは、被害者の立場からして不安であるため。
 - 自分も犯罪被害者であるが、現在犯人が逮捕されず、時効が迫っている遺族がいるが、そのような遺族に対しては申し訳なく思うと同時に、自分がそのような立場に立てば犯人が罪に問えないままでいいとは思わないはずである。遺族の悲しく苦しい立場を考えれば、時効は廃止ないし大幅延長するべきである。
 - 警察が事件をでっち上げたり、事件を隠ぺいし、ずさんな処理で記録さえ改ざんしたりするので、消えた年金のように消えた重大事件を精査することが必要である。警察・検察・最高裁までえん罪に加担し無実の人を服役させるのは、ひどい法治体制であり、真犯人を逮捕すべく、凶悪重大事件を起こした者は一生その罪から逃れられないようにするため、時効を廃止すべきである。
- 人を死なせた罪や重篤な後遺障害が残る罪については時効を廃止する

べきであり、その他の傷害事件等については、時効を延長することが望ましい。

- ・ 時の経過とともに処罰感情が薄れることはあり得ないし、逆に悲しみ苦しみは増加し、真実を知りたい思いも強くなる。また、犯罪の立証責任は国にあるのだから、検察・警察がしっかり証拠保全すれば証拠の散逸は問題ではない。長い期間築き上げた犯人の生活を壊さずに尊重するというのはまさしく被害者を侮辱するものであり、逃げ得を許そうという極めて人事の意見である。このように公訴時効の存在理由は重大犯罪には妥当しない。

- A・Bイメージ案が現実に非常に即している。被告人の権利が著しく侵害されることは極力回避し、正しく裁判を受けられるよう保護すべきであるが、被告人の権利保護が一定程度確保されると仮定した場合、①証拠の散逸等は科学技術の進歩等により、起訴等々に十分耐え得ると判断される事例は可能性として十分にあり得ること、②処罰感情の希薄については、第三者に関しては感情維持が期待できるものではないから、考慮すべきものとは思えず、被害者感情に関しては量刑上考慮することで解決できること、③犯人が処罰を受けずに日時が経過した場合に、事実上の社会的制裁を受けているものとみなす考え方があがるが、これは、事実と相違していることなどからすれば、A・Bイメージ案が最も望ましい。
- 基本的に賛成であるが、廃止の範囲は広げるべきであり、被害者の生命を侵害したり、身体・精神に重大な障害を与えた犯罪については公訴時効を廃止すべき。
- 凶悪・重大犯罪以外の犯罪の時効についてはできる限り大幅な延長を望む。
- 殺人罪のほか、傷害致死罪、強盗致死罪、強姦・強制わいせつ致死傷罪、強姦罪・強制わいせつ罪、危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪については、公訴時効を廃止すべきであり、傷害罪と強盗罪については、時効期間を延長すべきである。

【反対の意見】

- 公訴時効の定めを複雑化するものであり、立法技術としても適当ではない。甲案は、現行刑事訴訟法の公訴時効期間を2倍に延長するものであり、乙案は、公訴時効期間を、現在より1つ上の法定刑の区分の罪と扱って延長するものであるが、甲案について何故に2倍にするのか、乙

案については現在より1つ上の法定刑の区分にするのか、その根拠は全く不明である。

- A案に合理性はなく、B案も極めて問題であることから、これを組み合わせたとしても、到底容認できない。
- (A案とB案のいずれも反対とした上で) 本案は、A案とB案双方の問題点を持つ。
- 時の経過とともに、被告人に有利な証拠が散逸することを無視したものであって、むしろこの不処罰に対する配慮が全くなく、不当である。
- いたずらに制度を複雑化させるおそれがある。

【その他の意見】

- 死刑、無期及び有期上限に当たる罪・・・時効廃止
長期15年以上に当たる罪・・・時効期間20年
長期15年未満に当たる罪・・・時効期間15年
長期5年以上10年未満の罪・・・時効期間10年
とすべきである。そもそも、時効制度自体が極めて薄弱な根拠の上に成り立っているのであるから、方法論としては、「罪を犯したら法に従って処罰する」という原則に立ち返り、これを出発点として考えるべきである。その上で、個々の犯罪について、どの程度の期間が妥当かを考えてみると、上記のようになる。
- 組合せ案の乙案を採用しつつ、個別の事件でC-1案とC-2案にあるような制度も採用すべきである。また、その場合、C-1案とC-2案の対象となる犯罪を乙案よりも広げ、「人を死亡させた罪」全般とすべきである。

(4) 被告人をDNA型情報等によって特定して起訴する制度を導入する案 (募集要領別添2-2のC-1案)

【賛成の意見】

- 賛成である(理由なし。)
- 氏名不詳者でも立件することができるから。
- 現代では必要。
- 現代は科学が発展しているから、何かのきっかけで犯人が見つかる可能性を捨てるべきではなく、賛成である。
- 今後のDNA型鑑定の更なる信頼向上を期待しているので、賛成である。ただ、DNA型鑑定を行う機関はあらかじめ決定しておく必要がある。

る。

- DNAは起訴の重要な要件となった。整形などにより顔や指紋は変えられるが、DNAは変えられないため。
- 現在の科学水準は、DNAで個人を特定できるが、そのDNAを人為的に変える事はできない。一方、世間で使用している氏名は、社会的・人為的に仮に定めたものであり、偽名等で、作為的に変形できる。「戸籍の氏名＝社会的・一時的な氏名」であり、「DNA＝生物学的・永久的な氏名」とも解釈でき、DNA氏名の方が普遍的である。
- C-2案と両方を導入すべき。
- 公訴時効制度見直しの必要性がある一方で、捜査資源の適切な配分のことも考慮すると、本案が最も現実的である。

【反対の意見】

- 国民に何ら利益をもたらさない。
- 結果として捜査情報を公にさらすことになるから。
- いったん起訴すると、その後しばらくたって犯人が見つからなくても公訴取下げをしないだろうと思われるので、この制度によれば時効がないのと同様になるので、適当でない。
- DNAの有無で時効の適否が決まり、事件を差別化する事態となるため、妥当ではない。
- DNA型情報のみならず、指紋のあるなしなど、状況証拠一般によって時効を止めることは適切でない。真犯人が捜査をかく乱するために罪をなすりつけた人物のDNA型情報や指紋を犯行現場に意図的に残すことができるし、そのような場合、犯人を誤って時効が停止されているが、それに気づいた瞬間に時効停止は無効となる。そのようなこととならないよう、捜査機関は、いったんこのような起訴をすると、何としても時効の停止を維持すべく、間違った犯人をそのまま真犯人として追いつけるバイアスが働くことにもなりかねない。このような時効停止制度はえん罪の温床となる可能性があるため、作るべきではない。
- DNA型鑑定は、出現率を掛け合わせて確率を求めているにすぎず、実測で求めたものではなく、「統計的独立性」の検証も行われていないため（親族間では統計的独立性が失われる。）、そもそも個人を特定できないと考える。
- DNA型情報は、その名称が示すとおり、血液型と同様の「型」を判定した結果に過ぎず、同一の型を有する者は存在するのであるし、かつ、

ある種の医療行為等の後には型の変動もあり得るのであって終生不変ということもできず、個人を特定することは不可能である。

- DNA型鑑定は、試料の主体と被告人の同一性の証明に資するだけであって、訴因全体の証明に役立つわけではない。それゆえ、DNA型鑑定でまかなえない部分の証拠については証拠の散逸の危険が払しょくできない。
- 自分のDNA型情報を知っているものはおらず、知らない間に自分が起訴されているということが起きるのであって、被告人の防御ができない。DNA型の場合は送達を不要とするが、本人の氏名で特定した場合は送達が必要なのに、このような場合に送達を不要とすることの整合性が、被告人の防御やデュープロセスの観点から理解できない。
- DNA型情報だけで犯行が証明できるわけではない。強姦殺人のような事案で、被害者の体内の遺留精液と被告人とでDNA型情報が一致したとしても、それが強姦によるものか、合意の性行為によるものかわからない。殺人の事案における故意・過失も同様である。
- 鑑定方法が確立されていて初めて成り立つ案であり、鑑定は常に最新技術を用いるべきであることなどを考えると、現実的でない。
- DNA鑑定など進歩する捜査技術を根拠に時効見直しを妥当とする意見があるが、進歩する捜査技術には、その進歩性ゆえ、当該捜査技術に基づく結論の正確性、無びゅう性の検証がほとんど困難になっている。
- DNA型情報等で被告人を特定できるとは考えられないし、起訴に時効停止効を与えた公訴時効制度の趣旨とはかい離している。この案では、たまたま、DNA型情報等が得られた場合に適用が限られ、そのような証拠が得られない事件とのバランスを失することにもなり不公平である。
- DNA型分析が進歩しても、基本的な情報収集や管理についてはなお問題が残る。一連の捜査を積み重ねて公判へと持ち込むべきである。
- この案は、実質的な公訴時効廃止、延長論と全く同じであって、これらが適当でない理由がそのまま当てはまるので、反対である。
- その後の公判手続を予定しない起訴を認めるものであり、現行の起訴制度と整合しないものである。本案を導入するに刑事訴訟全体の見直しが必要であり、許容性の点で問題がある。
- 刑事訴訟法では、起訴状謄本を2か月以内に送付し、被告人が受け取らなければならないにもかかわらず、この案ではそれが不可能であること、起訴前に被告人に弁解の機会を与えられないという法律の壁がある

ことから、この案は非現実的である。

- 時の経過とともに、被告人に有利な証拠が散逸することを無視したものであって、むこの不処罰に対する配慮が全くなく、不当である。
- 裁判が維持できるかどうかということに重きが置かれているため、それ以外の事件で、従来どおり時効が完成してしまうのは妥当ではないと思う。
- 犯人が全く分からない場合と、犯人のDNA等のこん跡が明らかな場合とを区別する必要はない。現時点では全く犯人に結び付く情報がなくとも、今後の科学的捜査手法の発達により、犯人についての情報が将来において明らかになることもあろう。
- この案は、公判が係属している限り、時効の問題を生じないという考え方に立脚しているが、長期にわたって公判が進行しない状況は、それ自体、迅速な裁判を受ける権利を害するものであって、問題である。
- DNA型情報になぜそこまで特別な地位を与えるのかが不明であり、DNA型情報に対する盲目的信仰の産物である。
- 公訴時効を廃止すればよいだけであり、本案のような面倒な手続を踏む必要はない。

【その他の意見】

- 時効廃止にならないか、遡及適用しない場合には、導入してほしい。
- この案による起訴がなされたとしても、その後、社会的な関心は次第に薄れ、処罰要求が減弱していくのではないか、時の経過とともに行為者の周囲の者の利益保護の必要性は高まるのではないか、長期間たったあとに行為者を、行為直後と同じように処罰するのが適切ではないのではないか、時間の経過とともに被告人の手続負担も増大し、そのことも考慮すべきなのではないか、などの点が問題になる。

(5) 検察官の請求とそれに基づく裁判官の決定により、時効の進行を停止ないし中断する制度を導入する案（募集要領別添2-3のC-2案）

【賛成の意見】

- 証拠が不十分な場合に捜査を続けることは困難であり、時効制度を維持する必要はあるが、確固たる証拠があるにもかかわらず、時効成立後は犯人を刑罰に処することができなくなってしまっはまずいので、社会的感情なども考慮した上、検察官自身で時効を停止・中断できる制度を設けるべき。臨機応変に時効成立の時期を変えることができる制度が

必要。

- 一定の犯罪について一律に時効を廃止・延長することは、ドイツ刑法のようにその動機や方法によって殺人罪を凶悪なもの（謀殺罪）とそうでないもの（故殺罪）とに分けていない現行法上、適切ではない。公訴時効制度の見直しが凶悪・重大犯罪を中心に議論されていることからすれば、その対象は、一定の犯罪とするよりも、その動機・行為態様などから強く処罰が要請されるような「事件」について個別に対応の方が社会一般の処罰感情にも合致すると思われる。また、一定の犯罪についてすべて時効が廃止・延長されれば、捜査機関の負担が非常に大きなものになると予想され、そのような弊害を防止するためにも個別対応の方が望ましい。
- 廃止や延長案を採用した場合、併せて導入することが望ましい。
- 被害者遺族に配慮をする一方で、捜査に緊張感を持たせる必要があることも考えると、本案が妥当である。
- （基本的に公訴時効の見直しに否定的であることを前提に）公訴時効を見直すとしても直ちに公訴時効を廃止することは拙速である。しかし、極端な重大事件の場合は、年月の経過によって被害感情が緩和し、人々の犯人処罰の意識が薄れるとは考えにくいとも言えることから、今、公訴時効を見直すのであれば、C-2案が望ましい。
- えん罪防止と被害者遺族保護の双方を考慮すれば、被疑者が犯人であるという極めて確実な証拠があり、被疑者が指名手配されており、かつ、法定刑に死刑を含む人を死に至らしめた犯罪の被疑者についてのみ、C-2案によって対応するのが妥当である。
- C-1案と両方を導入すべき。
- C-1案が現実的に考えて無理があることや、被害者又はその遺族の感情・見方を重視する必要から。
- 時効の停止ないし中断の要件については、①被疑者を特定できない、又は特定された被疑者の身柄を確保できないために、公訴の提起をすることができないこと、に加え、②処罰感情や事実状態に関する要件が備わっていることを要するとすることが望ましいと考える。②処罰感情や事実状態に関する要件については、イメージ案の丙案のように(i)犯罪が特に悪質なものであること、(ii)被害者・遺族等から検察官に申立てがあること、(iii)その他特に必要と認められる事情があることのいずれか一つ以上に該当することを要するとするのがよいと考える。事件の凶悪性や処罰感情への対応が時効制度見直しの中心であると考えるので、

証拠の必要性は一步後退するものとする。

- 対象犯罪の範囲については、人を死亡させた罪のうち、懲役又は禁錮に当たる罪を対象とすることが望ましいと考える。法定刑として死刑や無期の懲役・禁錮が定められていなくとも、その犯行態様から悪質であると判断されるものについては時効の中断が認められてしかるべきであるし、社会一般の処罰感情とも合致すると考える。
- 裁判官の決定による効果については、時効の進行を中断する(乙案)とするのが妥当だと考える。時効停止では、停止期間経過後には、残りの時効が再度進行してしまい、凶悪事件に対する処罰感情への対応としては不十分であるとする。また、甲案のように一定期間の時効停止とすると、その停止期間の長短をめぐって時効延長と同じような議論が繰り返される可能性もあり、建設的ではないと考える。
- 審理方式については、検察官の関与のみの審理で足りると考える。弁護人を選任したとしても、具体的な防御方法等はなく、客観的に要件を満たすか否かの判断に尽きるので、弁護人がいなくとも裁判官の判断に任せる方が妥当だと考える。
- 公訴時効の廃止・延長には反対であり、むしろ、長くした時効期間を短くすべきではないかという観点で考えるべきであるが、仮に廃止などをするのであれば、C-2案か、「被疑者の起訴催告権」的な制度の導入によるべきである。後者の制度は、被疑者が一定期間内に起訴するかどうかを検察官に催告し、その期間内に起訴しない場合には、公訴時効期間が満了するものである。C-2案による場合は、濫用防止のために弁護人を選任されるべきである。また、対象犯罪は、無期の懲役・禁錮に当たる罪以上に限るべきであり、有期懲役に当たる罪を含めるとしても、短期5年又は6年以上のものに限るべきである。

【反対の意見】

- 国民に何ら利益をもたらさない。
- 意味が分からないので反対である。
- 基準が分からず、あいまいになってしまうと思う。
- 現実に適用された場合には、制度の理想どおり運用されないことが明らかであり、導入すべきではない。
- 必ずしも検察官・裁判官がきちんと事件を対象にしてくれるかどうか怪しいので導入には反対である。
- 裁判員制度が発足した今日において、検察官と裁判官の判断に全幅の

信頼を置くことは妥当でない。

- 余りにも技巧的であり，検察官や裁判官に時効停止を任せるのは適当でない。時効については法律で一律に定めるのが罪刑法定主義にかなうと考える。
- 確実な証拠がないと時効を停止・中断できず，またそのたびに手続をしないといけないというのでは悪党に逃げる時間を与えることになる。
- このような制度は，無実の罪で被告人になり，古い事件なので無実の証拠が提出できないというリスクを拡散させるだけであり，反対である。
- そもそも公訴時効制度自体を見直すべきであるのに，本案を導入することは，本末転倒である。
- 個別の事件の相違を捨象して，法定刑に応じて一律の時効期間を定める公訴時効制度の基本的な考え方と整合しないと考えられる。また，相手方当事者（とりわけ弁護人）のいない手続で，裁判所が公訴時効の中断・停止を決定するという手続は，適正手続の観点から疑問があるし，この制度で公訴時効が停止・中断された事件について，被告人が起訴された場合の刑事裁判において，公訴事実を争うことが事実上困難になるのではないかとの疑問がある。さらに，この案は，検察官の請求に係らせているが，仮に検察官がこの制度を恣意的に利用するようなことがあれば，公訴時効制度に対する国民の信頼を失わせるおそれもある。
- 起訴有罪率が100%に近い我が国の現状を見ても提出された証拠が必ずしも正しいとは限らない。公訴時効に至るまでに捜査を積むべきであり，いたずらに被害者や市民が更に苦しむ期間が延びる時効の停止ないし中断は反対である。
- この案は，実質的な公訴時効廃止，延長論と全く同じ問題があるとともに，「犯情が悪質」という認定は恣意に流れやすい上，例えば，同じ殺人でも，被害者に遺族がいて処罰感情を表明した場合と，被害者がひとり暮らしで身寄りがない場合とで扱いが異なってくる可能性もあり，問題を払しょくできないので，反対である。
- 検察官，裁判官に恣意的な裁量の余地を与え，国民の権利の不当な制限につながりかねない。
- 検察官には，既に，起訴便宜主義という裁量権が与えられているところ，これに加えて，公訴時効についての裁量権をも与えることは，訴追側と被告人側との公平性を著しく害するものであるし，裁判官も実体審査ができないため，検察官の請求に迎合する運用がなされるおそれもある。

- 画一的であるべき時効の本質に反するほか、いわば予審のような裁判を行うことになるが、ここにおいて、刑事裁判と同じ合理的な疑いを入れない程度の心証を要するとすれば、実質的な裁判手続が被告人抜きで行われることになり、被告人の防御権を奪うものである。
- 時の経過とともに、被告人に有利な証拠が散逸することを無視したものであって、むこの不処罰に対する配慮が全くなく、不当である。
- 裁判が維持できるかどうかということに重きが置かれているため、それ以外の事件で、従来どおり時効が完成してしまうのは妥当ではないと思う。
- 犯罪の凶悪性等の要件については、起訴便宜主義や情状において考慮すべきであり、一律の処理をすべき訴訟要件たる公訴時効制度の中に入れるべきものではない。また、被害者による検察官に対する申立てを要件にするとすれば、一人を殺した犯人については、その遺族による公訴時効の停止の申立てがなされるが、親族全員を殺害した犯人については、公訴時効の停止はあり得ないという不合理な結論が導かれ得る。
- 裁判官がどのような基準で判断するのか不明である。そもそも、このような個別判断が不可能であるからこそ、一律の時効期間が定められているのである。

【その他の意見】

- 検察官が被害者に対して公訴時効について意見を聴取すべきである。また、裁判所が決定した以上、時効は中断させるべきである。
- 検察官に請求させず、被害者や遺族を請求権者とすべきである。今回の議論は、被害者遺族の復しゅう感情に依拠して出てきた問題なのだから、被害者遺族を請求権者とすればよい。法務省の勉強会のワーキンググループに出てきた被害者遺族の意見を読めば、「動いてくれない検察対被害者遺族」という構図が明確であり、検察官請求だと意味がない。
- 賛成ではないが、比較的適当である。導入する場合には、実質的に無期限の延長となることがないように、停止期間の上限を法律で定め、それを超える再延長は禁止するべき。なお、民心を考慮するなら、裁判官のみではなく、裁判員を関与させるか、検察審査会の同意を要件とするなどの何らかの仕組みが必要であると考える。
- （この案には反対であるが）イメージ案の要件(1)に「被疑者の身柄を確保できない」とあるが、刑事訴訟法255条により、被疑者が特定されているが身柄が確保されていない場合は、公訴提起が可能で、時効

も無期限に停止するはずであるから、このような要件は削除すべきである。

- （この案には反対であるが）イメージ案の要件(2)に「対象犯罪が行われたと確実に認めるに足る証拠」とあるが、そのような高度の証明は実務上不可能であると考えます。また、故意について、確実に証明する方法がないから、このような要件は改めるべきである。同じく、要件(2)に「証拠があること」とあるが、単に証拠が存在することと、それによって証明することは異なるのであり、証明という行為が法的な手続のほずであることからすれば、「証拠により証明したこと」とすべきである。また、要件(2)では、「DNA型情報等、他者の確実に識別して人を特定するに足る証拠」とあるが、DNA情報では、一卵性双生児の場合があるし、出現率のかけ算で確率を計算しているものの、統計的に偶然に一致する確率が検証されていないので、他者と確実に識別して人を特定することができるとはいえない。また、このような要件では、どこまで拡大解釈されるか分からない。司法に過大な裁量権を与えないよう、明確に法律に特定方法の手段を記載すべきである。
- （この案には反対であるが）イメージ案の要件(3)について、甲案として「特に犯情が悪質な事案であること」とあるが、このように純粋に主観的な要件は排除されるべきであり、もっと具体的に要件を定めるべきである。同じく要件(3)について、丙案として、「民心その他の事情」とあるが、「民心」とは何か。広く国民の意見ということだと思いが、そのようなものを知ろうとすれば、国民一人一人に証言を求める必要があり、ばかっていると思う。このような要件は削除すべきである。
- （この案には反対であるが）イメージ案の決定の効果では、停止と中断が掲げられているが、起訴を行っても停止の効果しかないのに、このような手続で中断の効果認めるのは整合性がない。停止にすべきである。
- （時効廃止を妥当とした上で、本案を採用するなら）時効停止効ではなく時効中断効まで認めた方が、時効廃止により近く、妥当である。
- （本案を採用するなら）裁判官に請求できるのは検察官だけでなく一般人も含めることを検討してほしい。

(6) その他の方策等

- 犯罪すべてについて公訴時効を廃止するか、又は公訴時効期間を大幅に延長すべきである。

- 未成年者に対する公訴時効の進行を少なくとも被害者が成人に達するまでの間停止するよう求める。児童虐待の加害者は被害者と顔見知りであることが多く、その加害者が被害者を本来保護すべき立場にある場合、例えば親、教師や施設職員等の場合、被害にあった子供たちが加害者を告訴することは、法的知識の不足だけでなく、加害者との力関係などから、ほぼ不可能である。また、子供たちにとって性的虐待は非常に重い体験であるためその記憶を抑圧し、長年経過してから被害記憶が回復することも多くある。また、周囲の大人が、被害を認識していても隠ぺいするということも多々ある。
- 子供のときに受けた性犯罪被害の意味は、成長してからはじめて分かることもあるので、性犯罪の公訴時効制度も見直すべきである。
- 犯罪行為を隠ぺいしたり、連続して犯罪を行って犯罪を偽装しようとする工作が明らかな場合、時効が成立しないようにすべきではないか。
- 時効には事件の迷宮入りを防ぐ効果も期待されているから、その効果を一層高めるため、時効成立後1年以内に、犯人が自ら名乗り出て自供した場合のみ、時効成立状態を継続し、そうでない場合は、時効成立を取り消すべきである。
- えん罪については考えさせられるが、裁判や身柄拘束に間違いがあっても、それを正す制度が整っているかどうかの問題であり、時効には関係ないと思う。
- 人を故意に死亡させた事件とひき逃げ死亡事件についてB案を採り、性犯罪についてC-1案を採る組合せが妥当である。

3 現に時効が進行中の事件の取扱い

【賛成の意見】

- 公訴時効制度を見直す趣旨からして、特例として、改正法の施行の際既に発生し、現に時効が進行中の事件についても改正法の効果を遡及すべきである。
- 憲法第39条も法学部生当時から違和感を覚えた条文であり、事実が事実として出てきた段階で法治国家としてなぜ処罰できないのか、一事不再理、不遡及の原則は社会正義に反してまでなぜ守らなければいけないのか不可解であった。時効で逃げおおせた凶悪犯が味をしめて再犯をしないという保証はなく、憲法改正も視野に入れるくらいの考えで遡及適用をできるようにしなければ、日本国民全体の生命・生活の保障という憲法の本来の意義を達成できない。

- 憲法上許されないとか、立法政策上妥当でないという意見の根拠は、憲法39条の「趣旨」とか、法的安定性とか漠然としたものが多い。
- 憲法39条との関係は意味が分からない。犯人がまだ生きていると思われる事件まで遡及して適用すればよい。
- 憲法の基本理念は、「人が理由なく命を奪われずに安心して、幸せに生きていく」ために、いろいろ定めている。「命の尊厳」はいつの世でも変わらないが、「人が幸せに生きていく」事は、時代とともに変わっていくものである。憲法32条の基本的理念を尊重して考えれば、「遡及させない」事は、憲法の基本的理念を無視することになる。
- 現に時効が進行中の事件に時効廃止の方策を適用したとしても善良な国民は誰も損をしない。加害者が理不尽な法律に守られることは正義ではない。憲法39条がネックとなるのであれば、憲法を改正すればよい。
- 平成16年の改正で、事件の発生で区切って延長したのは失敗だと思う。極端な事例では、発生した年が1年違うという差が公訴時効期間の10年の差になるのは納得し難い。
- 施行日の前と後1日の違いで時効の取扱いに差が出ることは、被害者も納得できない。
- 平成16年の時効延長の際に遡及しなかったことで、15年、25年というダブルスタンダードが存在していることのおかしさに気付くべきである。もし今回遡及しなかったら、15年、25年、時効無しというトリプルスタンダードが存在することになる。
- 平成16年以前の事件に対して公訴時効期間が依然として15年であることはいろいろな諸問題があろうとも理解できない。既に時効が成立してしまった重大事件に対しても法改正を望む。
- 事件により苦しんでいる被害者遺族は、事件の真実を知ることができないが、真実を知る権利があるはずである。犯人の権利ばかり保護しないでほしい。
- 既に時効が完成しているものを除き、現に時効が進行中の事件については適用すべき。
- 「罪でなかったことが罪となる」場合には、著しい人権侵害の恐れが潜んでいるが、「罪であったことを問われる期間が長くなる」場合には、著しい人権侵害は生じず、遡及適用を認めても違憲ではない。
- 法律改正前後で事件の重要性、重さは変わらない。
- 過去の犯罪についても、さかのぼって適用してほしい。
- 時効制度見直しが妥当である以上、当然、遡及的に適用されるべき。

- 犯罪当時の科学技術では犯行を立証できなかったものが、現状において科学的な根拠で明確に立証できるにもかかわらず、時効により起訴できないとすれば社会正義に著しく反する。
- 罪刑法定主義に関する課題があるにせよ、ジョン・ドゥ起訴やドイツでの公訴時効制度の改正に関する適用の在り方などを検討して、我が国独自の法制度を確立していくことが、司法が国民から支持されることにつながる。欧米のように、法は、国家や国民の法益を守るためにあるという考えに立脚し、国家や国民以前にあるという法典至上主義から脱却すべきである。
- 未解決事件がかなり多くある中、時効はまさに加害者をかばう制度であり、被害者等に二重三重に苦痛を与えているものであるから、過去の犯罪にもさかのぼって適用すべきである。
- 遡及的に適用する立法を望む。これは当然のことであり、国民目線での対応をすべきである。遡及適用を認めなければ、この国が理不尽そのものを許していることになる。
- 犯人の利益として擁護する理由は一切ないと考えるので、仮に現在時効進行中といえども、改正後に時効廃止となれば、当然に時効の利益は受けられないとすべきである。
- 確かに法の不遡及は慎重に判断すべきであるが、本来、犯罪を犯した犯人は、警察に出頭して刑事手続に基づく裁判を受けて罪を償うのが当然であり、なぜ逃げ回っている犯人を保護するような考え方をすることになるのか。刑法等の実体法の改正とは異なるはずである。公訴時効制度自体が犯人が逃げ回って罪を逃れるのを助長しているかのような状態こそがおかしいのであって、既に進行中の事件に適用しても何ら犯人に不利益をあたえるものではなく、そのような主張をする権利は犯人にはないと考える。
- 殺人を犯して逃亡中で、現に時効が進行している者については、時効廃止の遡及効を認めるべきである。
- 現在賞金等をつけて犯人捜しをしているものや、迷宮入りしている事件も法律ができた時点からさかのぼって適用すべきである。
- 被害者やその家族が、懸賞金まで負担して必死で情報を求めている場合があること等を考慮すべき。
- 遡及処罰の禁止は、「実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為について刑事上の責任を問われない」と規定しているため、既に有罪の疑いが認められる事件に対して公訴時効の遡及適用は可能だと考える。また、被害者を含めた国民一般の処罰感情を考慮するならば、遡及適

用が妥当である。

- 犯人が実行の時に「自己の行為は適法である」又は「自己の行為は最高でも懲役10年である」という信頼は保護すべきだが、「自己の行為は25年隠し通せば処罰を免れる」という信頼は保護する必要はない。
- 時効が完成して心のよりどころがなく、家族崩壊、二次被害に見舞われている人々も存在する。
- 公訴時効制度改正法の遡及効を認めても、実体法的評価の加重とみなされることはなく、むしろ、実体法的評価に見合った訴訟法的評価をするものである。
- 時効の完成時期は専ら手続的な問題であるし、行為決定の動機付けになるとは考えにくいのであるから、遡及適用を認めてもかまわないと考える。
- これからの被害者だけでなく、今現在時効の壁に苦しむ遺族も多い。
- 加害者が法によって裁かれず、一定期間逃げれば許されて処罰を受けない方が問題であり、公の処罰を受けていない加害者について遡及処罰の禁止をいうのは市民感覚に合わない。
- 現在もたくさんの被害者の遺族が犯人を捜している事件があるから、過去の犯罪についてもさかのぼって適用してほしい。
- 時効が完成した事件についても遡及を認めるべきである。
- できるなら、限りなく遡及させるべき。
- 死者は刑に問えないが、逃げ得を絶対許すべきでなく、期限なく、過去にさかのぼって適用すべき。
- 昔のことなので証拠を集めるのも大変であり、どこかで区切りをつける必要もあるので、20年を区切りにさかのぼって適用してはどうか。
- 改正法に関しては遡及的な適用も認められるものと解する。反論として憲法39条が挙げられているが、同条は、行為時に違法でなかった行為を行為後に定められた法律によって処罰することを禁止する事後法の禁止を定めているのであるから、そもそも行為時に違法であった行為を、ただその公訴提起に関する期間の定めのみを変更して、より長期間訴追できるようにという場合には、39条の趣旨は及ばないと考える。
- 体感治安の悪化に加えて、近年の経済不況から治安の悪化も予想され、広く過去の犯罪についても適用すべき必要性は高いと考える。
- 現に時効が進行中の事件に限らず、既に時効が完成している事件についても適用すべきである。
- 公訴時効制度は、犯罪者に逃げ得を許す不正義であり、極めて不公正な制度であるところ、このあしき制度の撤廃を遡及的に適用することは、今

現在、時効を前にして不安にさいなまれている多数の被害者の心中を察するに当然の措置である。

- 遡及適用に反対する側は、憲法39条を持ち出すが、39条には「既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない」とあるのであって、時効成立＝無罪ではないから、遡及不可の論拠にはならない。
- 通常の法律の考え方からすれば、適用対象となる事象の発生時の法律が適用されるのが普通だと思う。それは、普通の権利を行使していると思うが、犯罪者の場合は、そもそも人権擁護の必要がないことから、権利の行使という立場ではないと考える。
- 時効を廃止する法律が成立したのに、成立前の事件には適用されないのは矛盾である。
- 公訴時効が廃止される前に犯罪被害を受けた人は我慢して、後の人は適用するというのはおかしい。
- 凶悪犯罪については、迷宮入りや逃げ得は許されないというのが一般的な国民感情だと思う。

【反対の意見】

- 公訴時効は被疑者の利益のためにも存在する制度であり、挙証責任の転換などと同様に、被疑者の実質的地位に直接影響を与える実体法に密接な手続規定として、憲法39条の趣旨が及ぶものと考えらるべきである。また、公訴時効は、証拠の散逸という訴訟上の理由だけでなく、犯罪の重大さに応じた一定期間の経過によってその可罰性が減少するという実体法上の意味を持っていることは否定できないのであり、刑法6条若しくはその趣旨に従い、軽い旧法を適用すべきであると考えらるものである。平成16年改正の刑事訴訟法が、あえて旧法を適用した趣旨は、今回の改正案についても堅持されるべきであり、法的安定性という観点からも、新法を適用するのは相当ではない。
- 改正法の施行の際、既に発生していた事件については改正法を適用するべきではない。
- 過去の事件に適用することは法治国家としての根底を覆すものであり、反対である。
- 確かに、改正前の被害者等だけが、自ら犯人の発見に努めるなどしてその焦りが極限に達している状況は不公平であるといえるが、このような被害者の利益を考慮しても、被告人の実質的地位に直接影響を与える実体法と密接な訴訟規定については憲法第39条の趣旨を及ぼすべきである。な

ぜなら、憲法第39条は、国家の訴追に対して本来的に自由権を持つ被告人の権利を保障しようとするものであり、被告人の実質的地位に直接影響を与える実体法と密接な訴訟規定についても保障を及ぼさなければ、同条を規定した意味が失われるからである。

- 現に時効が進行中の者について、さかのぼって時効期間を延長するとすれば、人の法的地位を不安定にし、ひいては、刑事訴訟に対する国民の信頼を揺るがすことになることから、憲法39条及び罪刑法定主義の要請をも踏まえ、遡及適用は許されないと考える。
- 現に時効が進行中の事件について遡及を認めるのは、憲法39条の事後法禁止に抵触する。もしこれが認められれば、例えば消費税など、過去にさかのぼって徴収することも認められてしまう。
- 憲法39条の趣旨からすれば、さかのぼって時効が廃止・延長されることは不当である。法的安定性の観点からも避けるべきである。
- 実体法で罪刑法定主義を採る以上、刑罰権が発生しているか否かを確認する訴訟規定についても最大限国民の行動の予測可能性を担保するべきである。
- 被告人の防御権に対して現実に直接の影響を及ぼすものであり、えん罪という国家権力によるもっとも甚大な人権侵害を許容しかねないのであるから、適正手続の保障に背くものである。
- 施行日において、既に時効が完成した事件については時効期間が満了し、公訴提起は不可能になるのに対し、既に時効が完成していなければ未来永ごろ時効期間は完成せず公訴提起が可能にあるというのは、適正手続の保障の基本理念、憲法14条の保障する平等原則に違背する。
- 現在時効進行中の事件は、今の制度のもとで、それを前提にして生きているのであるから、そのままとすべきである。利益になることであれば、遡ってもよいであろうが、むしろ、被害者のことを考えて、捜査の充実や時効完成までの捜査状況を適宜、確実に被害者には知らせて、捜査機関が確実に捜査をしている実績を公開して、納得できるようにすることの方が、被害者への配慮としては有効であると考えられる。
- 時効期間を時効完成前に事後法で一般的に延長することは憲法に違反はしないと考えるが、法律適用の予見可能性を害することになり、政策的に不適當である。法改正前に行われた行為について事件を特定して時効を中断若しくは停止することは、若干不適當の程度が弱いように思う。要件が異なるものの、現行法でも公訴時効を停止することができる場合があるため、法律適用の予見可能性を大きくは害しないと考えることもできるから

である。

- 現実的に考えても、新たな捜査技術の開発により有力な証拠を得ることができるとを理由に公訴時効を見直すのであれば、「過去の証拠品を過去の方法で鑑定した結果」と「今後発見された証拠品を最新の方法で鑑定された結果」を同列に考えることは乱暴である。
- 憲法39条を国家が強く曲解した結果、不遡及の原則を崩すことは、当該事件の被害者等や他の事件によって被害を受けたもののみならず、一般社会に不安を与える影響が大きい。
- 仮に事件発生後に時効期間を伸ばしたり短くすることが可能とすると、例えば、立法関係者が自らの罪から逃れるために法改正を行うことも予想される。これはすべての国民のために利益とはならない。
- 公訴時効の廃止・延長は、犯人にとって不利益であるところ、犯人にも人権はあるのだから、一方的に不利益を課していいものではない。既に起こったことを、後から決まりを変更して処罰するというのは、特に謙抑的に法を用いるべき刑事法の場面にあっては、やってはいけないことのように思う。
- 仮に時効が進行中の事件に改正法を適用するならば、実質的な事後法と変わりはない。公訴時効は、手続にかかわるものであるが、その後の起訴、審理、刑の執行と密接なつながりを持っている。また、例えば殺人を犯して20年たった人間がいるとき、改正法が遡及適用されるものとして施行され、その後起訴された場合、この人は間違いなく「行為当時の法において死刑とならなかつたはずなのに、行為後に成立した法律によって死刑になる可能性が発生した」といえる。これに関して39条の趣旨が及ばないと考えることはできない
- 実際上の問題として、遡及が認められるとすれば、社会的に関心の高い大規模な犯罪がもうすぐ時効であるとして、何とかして犯人を起訴したい検察等が法務省その他権力を持つ人間に働きかけ、立法によってその事件（この場合凶悪・重大事件には限らない）の時効を伸ばすこともできてしまう。これは明らかな権力の濫用であり、決して許すわけにはいかない。
- 改正法を現に時効が進行中の事件に適用すれば、被告人の防御権を侵害する。遡及適用は、憲法第39条に違反するものであり、反対である。また、「進歩した捜査技術」を盲信し、現時点からさかのぼった過去の事件に適用することは、鑑定の誤りを誘発させかねない。
- 公訴時効制度の存在理由には実体法的な事由も含んでいる。それゆえ、公訴時効制度を廃止等することは、実質的には罪刑の内容に変更を加える

- ことになるから、罪刑法定原則の内容をなす事後法の禁止が妥当する。
- 新訴訟說的観点から遡及適用の禁止が要請される。例えば、無実の者が捜査機関から一定の嫌疑をかけられ訴追の危険にさらされている場合に、その者について公訴時効が進行している最中に時効期間を延長することは、その者の私生活上の平穩という実質的な利益を脅かすことになる。この利益侵害は、手続にかかわる不利益だからといって、無視してよいことにはならない。
 - 改正法においては、被告人の防御に関する慎重な手当てがなされるべきであるが、それは改正内容によって定まるのであるから、既に証拠が散逸してきた既事件には妥当することがあり得ない。
 - 憲法39条の趣旨にかんがみ、遡及は不適切である。
 - 道路交通法違反事件は、行政処分を前置することとされており、行政処分に従って反則金を納付した者は、処罰することができないものとされている。もちろん、このような制度は刑事政策上のものであるから、仮に反則金制度を廃止して、すべて刑事処分によることとしてもそれ自体憲法上の問題は生じないであろう。ここで、このような制度改正を行い、かつその効力を遡及させるとしたらどうか。反則金納付後の者を処罰できないのは明白であり、本件時効の議論における時効完成後の者に遡及できないことと同レベルである。では、制度改正前に道路交通法違反行為を行い、反則金納付前の者はどうか。反則金制度は飽くまで手続上の都合で行っているにすぎないといっても、合憲とは言い得ないだろう。この反則金制度も、手続的負担の軽減という専ら訴訟法上の見地からのものと考えられるが、このように、訴訟法上の制度であっても、反射的效果としてその時点のすべての人に一定の地位が生じていることは否定できない。時効制度で言えば、当該一定期間による時効完成後は、その事件について、いずれの者も訴追されないという地位が、すべての人に生じているわけである。同様に、例えば、自首減免の規定を廃止すると仮定した場合に、既に自首した者に遡及できないのは当然のこととして、行為後まだ自首していない者について遡及することも合憲とは言い得ないだろう。

【その他の意見】

- 被害者やその遺族等の要望によって決めるべきである。
- 新法施行時点で被疑者不詳の事件のみ、新法を適用し、それ以外の場合には新法を適用させないことが妥当である。被疑者不詳の場合に、被疑者が至福の時を満喫している利益と、被害者等が犯罪により被った不利益と

を比較すれば、後者が優越するからなどの理由からである。

- もし遡及適用が許されないなら、A案に加え、C-1案の併用により対処してはどうか。
- 時効見直しは犯罪の抑止に重点を置くべきであり、現に時効が進行中の事件の取扱いは、現時点での時効制度の取扱いに準ずるものでよい。

4 刑の時効見直しの必要性・具体的在り方

(1) 刑の時効見直しの必要性

【必要があるとの意見】

- (理由なし。)
- 刑の時効は、既に有罪判決を受けた者についての制度であり、公訴時効の場合よりも、当事者保護の必要性は低く、また証拠の散逸等の問題も生じない。公訴時効すら見直すのであれば、それとの均衡から刑の時効も見直すのが論理的に一貫しているのではないか。
- 公訴時効制度を見直せば、様々な面で同時に見直さなければならない点が出てくるはずである。関連する事項について見直しが必要であるのは言うまでもない。
- 公訴時効制度との整合性を図る観点から、刑の時効制度についても見直すべきである。
- 刑の時効も公訴時効に合わせて見直すべきだと思うが、性質が異なると思うので、必ずしも全面的に合わせる必要はないと思う。
- 刑の時効などあってはならない。
- 刑の執行を免除する制度など正義に著しく反する。
- 長期間刑が執行されていないという理由で無罪放免となるのは、社会正義に反するものであり、絶対に認めるべきではない。
- 裁判で確定したことを執行しないこと自体が法を無視した問題行為であり、執行しなかった者の責任である。それは社会秩序を乱すことである。
- 制度そのものが国民感覚からしてナンセンスである。法務大臣の一存により時が経過して刑の執行が免除されることがあるなら、刑が執行された犯罪者との間に著しく公平性を欠く。
- 刑の時効が廃止されても、記録を永久に保管することにはならない。刑の執行に必要であれば、保管期間を延長すればよい。
- 公訴時効の撤廃との整合性を図り、刑の時効も見直すべきである。
- 公訴時効を廃止する場合、起訴前は時効がないのに、確定判決を受け

た後ならば逃げおおせることができるというのは、理論上一貫するようには思えない。公訴時効の廃止の意味するところは、絶対に起訴されるということではなく、一生涯その犯人は刑罰を執行される責任を負うということにほかならない。また、被害者の処罰感情が希薄化するということもあり得ないであろう。したがって、人を死亡させた罪のうち死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪については公訴時効を廃止すべきであるとの立場に立った場合には、その罪によって起訴され、死刑又は無期の懲役・禁錮の確定判決を受けた者については、刑の時効は廃止すべきである。

- 刑の時効があると、国家が刑の執行を拙速にするおそれがある。
- 実際に問題となるのは、死刑判決が確定した場合の30年の刑の時効かと思われるが、刑を執行されずに獄中で死亡したり、犯行年齢が若い場合は、刑が執行されずに30年経過し免除されてしまうというのは、国民感情からして許されるものではない。

【必要がないとの意見】

- 似て非なるものであり、別の機会に見直せばよい。
- 公訴時効と刑の時効見直しの問題は、別問題ではないか。
- 仮に公訴時効を見直すとしても、刑の時効については改正の必要性が認められない。
- 公訴時効と刑の時効とは、いずれも国家刑罰権の発動にかかわるものではあるとしても、両者は必ずしもバランスをとらなければならないものではない。実際にも、我が国のような行刑制度が整備されている国において、とりわけ最も刑の時効期間が長い死刑に当たる罪について、時効が完成することは事実上想定できないし、それより短い時効期間の罪についても、時効完成により刑の執行が困難となった事例は多くないと考えられる。被害者団体等からも、刑の時効の延長や撤廃を求める声は上がっていない。
- 確定犯が逃走すれば、公的制度の救済なども得難い日常生活を送らなければならないのであるから、現状の時効で十分である。
- 重罪で有罪確定後に刑の時効が成立することは、公訴時効と比較して非常にまれであるし、犯人は有罪の言渡しを受けたこととその後の長期間に及ぶ逃亡生活によって実質的に十分社会的制裁を受けたものとみることができ、公訴時効と同様の理由で刑の時効も廃止すべきではないが、公訴時効と異なり、刑の時効についてはこれを裁量的に停止する

ための基準も考えられない。したがって、見直しは不要である。

- そもそも判決が確定した以上、正当な事由がない限り、き然として刑の執行を行うべきであり、刑の執行がないまま一定期間が経過した場合に、その刑の執行を免除するという制度自体が刑罰制度を否定するものといえるものの、当面は見直しは必要ないと考える。
- 刑の時効は、確定判決を経た後の問題であり、一定の再審事由を審査するために設けられている制度であると考えられる。そのため、殺人などの凶悪・重大犯罪の公訴時効が廃止された場合であっても、刑の時効について考慮する必要はない。したがって刑の時効について見直しの必要はない。
- 刑の確定後はできる限り速やかに刑の執行がなされるべきであり、執行がなされないということは職務の怠慢にほかならない。公訴時効の見直しが犯罪者への強い非難から検討されていることからすれば、刑の時効に関しては刑を執行する側にむしろ問題があり、見直しの必要性はないと思われる。
- 公訴時効を見直すことに反対なので、当分検討の必要はないと考えている。
- 刑の時効は、一般に公訴時効よりも更に長い期間を定めているものであり、これを更に長くするのは適切ではない。また、平成16年改正では刑の時効も延長されている。それからわずか5年しか経過していない。
- 刑の時効期間の延長は、行為者にとって不利益な改正だけに、それを正当化するだけの必要性があるかどうかを吟味する必要がある。公訴時効期間と連動して刑の時効期間も延ばすということでは不十分である。
- 政策的に考えて必要性がない。
- 刑の時効制度は、公訴時効制度とは全く制度趣旨を異にすることから、関連性を持たせる必要性は認められない。
- 公訴時効の見直し自体に反対なので、それを前提に刑の時効の見直しをするのは適当でない。
- 判決後、直ちに被告人の身柄を拘束し、刑の執行を開始することが可能なのであり、刑の時効が進行するというのは、関係各機関による怠慢が問題になる以外はあり得ないであろう。したがって、刑の時効制度と公訴時効制度とは併せて考えなくてもよい。

【その他の意見】

- 原則的に刑の時効は不要であるが、被害者の要望に依拠するのが妥当

である。

- 再審請求のために、判決確定後6か月は刑を執行せず、再審が請求されたら、刑の執行を停止するが、再審の請求がなければ、直ちに刑の執行に入ることにすれば、刑の時効で問題は生じないのではないか。
- 刑の時効期間については現行法のままとしつつ、判決の効力について、判決宣告により、勾留中（保釈中を含む）の被告人及び勾留されていない被告人をいずれも直ちに身柄拘束できるようにすることが望ましい。

(2) 刑の時効見直しの具体的在り方

- 刑の時効も廃止すべきである。
- 公訴時効とひょうそくを合わせて改正すればよい。
- 正義に著しく反する制度なので廃止すべき。
- 「生命を奪ったすべての犯罪」、「身体的、精神的に幸せに生きていく事を、著しく阻害したすべての犯罪」及び「現行の刑罰で20年以上の犯罪」に対して、すべて時効を廃止すべきである。現行の刑罰で20年未満の犯罪行為は、それなりに延長すべきである。
- 公訴時効と刑の時効とで法定刑の区切りの仕方が異なるのは国民から見ても分かりづらい。法定刑ごとに公訴時効と刑の時効の時効期間を同一にすべきである。

5 その他

(1) 公訴時効制度の在り方に関連するもの

- 時期尚早と慎重になっている間に時効が成立しまった事件が数多くある。また、議論が長引く間に時効が成立してしまう事件もある。殺人等の凶悪・重大な犯罪に対する公訴時効制度の法改正が直ちに行われることを望む。
- 時効期間を延長するだけでは、犯人を検挙することはできず、未解決事件の捜査体制を整備する必要がある。アメリカ合衆国のある州のように継続捜査課（又は部）を設けて、未解決事件専門の捜査員が時効まで捜査を実施する必要があると思う。
- 時効の廃止や延長により警視庁関係の人件費等の金銭的な面での考慮もしてほしい。
- 捜査の経費については、日本人が自分たち自ら安全な国を作っていくのだという意識を持つためにも、すべての経費に優先して予算をとるべきである。

- 時効を廃止した上で、捜査資源については、明白な証拠の出現まで捜査を停止することを正面から認めたらどうか。証拠・記録の保管も重要なものだけを保管し、一定期間後にそれも廃棄することとしたらどうか。
- 証拠物件の保管や調査にかかる費用については、時効廃止が成立した後の問題として考えればよい。
- 警察・検察だけでなく、何らかの形で裁判所等の中立の機関が関与するような物的証拠の厳格かつ公平な保存がなされるように改善が必要である。
- 加害者にとって、犯した罪は時効によって消えることはなく、許してもらおうまで償うしかない。
- 公訴時効の見直しは3年繰り上げて実施すべき。
- 公訴時効の撤廃ないし延長により、ある程度のえん罪リスクが生じることは、覚悟しなければならないが、取調べの透明性等リスクの削減方法を検討する。
- 一定の重罪について公訴時効を見直す場合、被告人側の防御権の保障も十分留意されるべきである。捜査側は第一次証拠資料を破棄したり、全量を鑑定に使用したりして、後に検証を不可能とさせることがある。足利事件、飯塚事件を例に引くまでもなく、科学の進歩により、証拠判断が異なることがあり、更に公正の見地からいっても、指紋、足跡痕、筆跡、残留物等の第一次資料は適切な方法で保管し、更に犯人の体液等の資料は全部を使用することなく、一部のみを使用するよう立法措置をとるべきである。
- 前回の意見募集に寄せられた多くの意見が今回の意見募集によっていささかも軽んじられることがあってはならない。

(2) その他の法制度等に関連するもの

- 重大な犯罪に関しては、民事上の損害賠償を求める権利についても、時効を撤廃すべきである。
- 医療過誤関係の民事の損害賠償請求権の時効も刑事時効の撤廃と併せて撤廃すべきである。
- 民事の損害賠償請求権の時効は廃止すべきである。
- 民法の時効はすべて廃止すべきである。
- (公訴時効の見直しを妥当でないとした上で) 被害者の利益保護は、刑事法以外の分野で積極的に図っていくべきである。

以 上